

平成29年度 東京都教育委員会の権限  
に属する事務の管理及び執行の状況の点検  
及び評価（平成28年度分）報告書

東京都教育委員会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）  
第 26 条の規定により、平成 29 年度東京都教育委員会の権限に属する事務  
の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成 28 年度分）報告書を次のと  
おり提出する。

平成 29 年 9 月 20 日

東京都教育委員会

## 目 次

第 1	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について……	1
第 2	東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び 評価の実施方針について……	1
第 3	東京都教育委員会の平成 28 年度の主な活動の概要……	2
第 4	東京都教育ビジョン（第 3 次・一部改定）について……	3
第 5	東京都教育ビジョン（第 3 次・一部改定）に基づく平成 28 年度主要施策……	7
第 6	東京都教育ビジョン（第 3 次・一部改定）に基づく 平成 28 年度主要施策の点検及び評価……	24
第 7	点検・評価に関する有識者からの意見 ……	150
<資料>	東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検 及び評価実施要綱 ……	153

## 第1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

平成19年6月に公布された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正において、新たに「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定された。

この規定により、平成20年4月1日から、全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられた。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされた。

この法律の規定に基づき、東京都教育委員会は、平成28年度の東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、報告書を作成し、東京都議会へ提出する。

## 第2 東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

(平成20年6月12日 東京都教育委員会決定)

### 1 点検及び評価の目的

- (1) 東京都教育委員会は、毎年、主要な施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。
- (2) 点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより、都民への説明責任を果たし、都民に信頼される教育行政を推進する。

### 2 点検及び評価の対象

「東京都教育委員会の主要施策」を対象とする。

### 3 点検及び評価の実施方法

- (1) 点検及び評価は、前年度の施策・事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。
- (2) 施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、学識経験者の意見を聴取した上で、教育委員会において点検及び評価を行う。
- (3) 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。
  - ① 「点検・評価に関する有識者」は、教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。
  - ② 「点検・評価に関する有識者」の任期は3年とする。
- (4) 教育委員会において、点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を東京都議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

### 第3 東京都教育委員会の平成28年度の主な活動の概要

東京都教育委員会は、東京都知事が東京都議会の同意を得て任命した教育長と5人の委員により組織される合議制の執行機関である。教育長の任期は3年、委員の任期は4年である。

教育委員会の会議は原則として毎月第2及び第4木曜日に定例会を開催し、必要に応じて臨時会、集中討議等を行っている。平成28年度は、定例会を20回開催し、議案95件、報告事項64件について審議等を行った。議案決定までの審議の過程において、委員から出された様々な意見を内容に反映した。

定例教育委員会の会議以外の活動では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4に基づき、総合教育会議（3回）において、教育施策大綱の策定や教育管理職の確保について知事との協議を行った。

その他にも、区市町村教育委員及び都・区市町村立学校長等を対象とする教育施策連絡協議会や入学式・卒業式、周年行事への出席等を行った。

また、「東京都教育の日」の関連事業視察として、公立学校を訪問し各学校の状況を把握するとともに、教職員等との間で意見交換などを実施し、教育現場の状況や公立学校の多様な取組等を把握する機会とした。これら意見交換などの内容は、教育委員会において、学校教育現場の貴重な意見等として取り扱った。

平成28年度において、東京都教育委員会が取り組んだ特色のある施策として、以下の5点が挙げられる。

- 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上
- 世界で活躍できる人材の育成
- 不登校・中途退学対策の推進
- 子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築
- オリンピック・パラリンピック教育の推進

東京都教育委員会の活動は、現場の実態を踏まえて、当面する諸課題に適切かつ迅速に対応すること、そして、教育委員会の活動や教育施策を都民にとって分かりやすいものにするを基本的な考え方としている。今後も引き続き、積極的な取組を行い、総合的な教育施策に取り組んでいく。

## 第4 東京都教育ビジョン(第3次・一部改定)について

### 1 東京都教育ビジョン(第3次・一部改定)の基本理念

#### ＜基本理念＞

社会全体で子供の「知」「徳」「体」を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、自ら学び考え行動する力や社会の発展に貢献する力を培う。

### 2 基本理念を実現するための五つの視点

基本理念を実現するため、次の五つの視点を重視して教育施策を展開する。

#### 視点1 一人一人の個性や能力に着目し、最大限に伸ばすとともに、自己肯定感を高める。

- 全ての子供たち一人一人が掛け替えのない存在である。その個性や能力は、子供一人一人によって異なるものである。子供の教育に関わる者は、子供一人一人に目を向け、個々が持つ多様な個性や能力を十分に把握した上で、個々に応じた指導を、心身の発達段階を踏まえて系統的、組織的に行うことが大切である。このような指導を通して、一人一人の個性や能力を引き出し、最大限に伸ばしていく。その際には、自分の良さを肯定的に認める自己肯定感を高めることが重要である。自己肯定感を高めることは、自らの個性や能力を更に伸ばそうとする意欲や態度につながるものである。

#### 視点2 「知」「徳」「体」の調和のとれた生きる基盤を培う。

- 近年急速に進行する知識基盤社会化やグローバル化は、アイディアなど知識そのものや人材をめぐる国際競争を加速させる一方で、異なる文化や文明との共存や国際協力の必要性を増大させている。このような状況において、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を調和よく育むことが求められている。これらの資質や能力などは、これからの社会を自立的に生きる基盤である。子供一人一人の「知」「徳」「体」の状況や課題を十分に把握し、これらを調和よく育むよう個に応じた丁寧な指導を行う。

#### 視点3 変化の激しい社会を生き抜く思考力・判断力・表現力や創造力等を育てる。

- これからの社会を生きていくために必要なことは、知識・技能の習得はもとより、習得した知識・技能を活用し、課題を発見する力や、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力、新たな価値を生み出す創造力等を身に付けることである。このような力は、講義形式の指導のみで身に付くものではない。読書活動や書くこと、論理的に説明したり討論したりするなどの言語能力の向上を図る取組や、学んだことを実際の生活や課題解決の場面に生かす体験的な活動などを積極的に導入することが必要である。これらの教育活動を重視し、子供の思考力・判断力・表現力や創造力等を育てる。

**視点4 社会の一員としての自覚と行動力、社会の発展に貢献しようとする意欲を高める。**

- これまでの我が国では、国や社会は誰かがつくってくれるものとの意識が強かった。これからの我が国や社会の発展のためには、一人一人が社会の一員としての自覚をもち、社会づくりの主体として、公共のために積極的に行動することが求められる。また、国際社会の構成員としての自覚をもち、世界を舞台に活躍し、信頼され、世界に貢献できる人材を育成することも重要である。実社会とのつながりを自ら体験できるボランティア活動や、我が国や他国の伝統・文化に触れる活動、世界で活躍しようとするチャレンジ精神を育むことなどを通して、社会の一員としての自覚と行動力、社会の発展に貢献しようとする意欲を高める。

**視点5 学校、家庭、地域・社会が相互に連携・協力して子供を育てる。**

- 学校において、視点1から視点4までを踏まえた教育活動を実践するのは教員である。しかし、子供の教育は、学校だけで完結するものではない。保護者は子供の教育について第一義的責任を有するものであり、子供の現状・課題について十分認識し、必要な家庭教育を行わなければならない。また、地域・社会は、次代を担う子供の育成が大人の役割であることを認識するとともに、生涯学習の理念も踏まえ、自ら学んだ知識を子供の教育に生かすなど、自らが行い得る取組を積極的に行わなければならない。このことを踏まえ、学校、家庭、地域・社会がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携・協力して子供を育てる。

**3 東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）の体系**

本ビジョンでは、「基本理念」及び「基本理念を実現するための五つの視点」を踏まえ、「知」「徳」「体」「オリンピック・パラリンピック教育」「学校」「家庭」「地域・社会」を柱として施策を体系化した。この体系に基づく各施策を推進することにより、教育基本法の基本理念の実現、東京都教育委員会の教育目標の達成を目指す。

## 東京都教育ビジョン(第3次・一部改定)の体系

柱	取組の方向	主要施策
知	1 個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上</li> <li>2 理数教育の推進</li> </ul>
	2 世界で活躍できる人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>3 「使える英語」を習得させる実践的教育の推進</li> <li>4 豊かな国際感覚を醸成する取組の推進</li> <li>5 日本人としての自覚と誇りの涵養</li> </ul>
徳	3 社会的自立を促す教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>6 人権教育の推進</li> <li>7 道徳心や社会性を身に付ける教育の推進</li> <li>8 社会的・職業的自立を図る教育の推進</li> <li>9 不登校・中途退学対策</li> <li>10 子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築</li> </ul>
	4 子供たちの健全な心を育む取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>11 いじめ、暴力行為、自殺等防止対策の強化</li> <li>12 SNS等の適正な使い方の啓発強化</li> </ul>
体	5 体を鍛え健康に生活する力を培う	<ul style="list-style-type: none"> <li>13 体力向上を図る取組の推進</li> <li>14 健康づくりの推進</li> </ul>



柱	取組の方向	主要施策
オリンピック・パラリンピック教育	6 オリンピック・パラリンピック教育の推進	15 オリンピック・パラリンピック教育の推進
	7 教員の資質・能力を高める	16 優秀な教員志望者の養成と確保 17 現職教員の資質・能力の向上 18 優秀な管理職等の確保と育成
学校	8 質の高い教育環境を整える	19 都立高校改革の推進 20 特別支援教育の推進 21 学校運営力の向上 22 学校の教育環境整備
	9 家庭の教育力向上を図る	23 家庭教育を担う保護者への支援体制の充実 24 学校と家庭が一体となった教育活動の充実
家庭	10 地域・社会の教育力向上を図る	25 地域等の外部人材を活用した教育の推進 26 学校と地域社会が連携した教育活動の充実
地域・社会		

## 第5 東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）に基づく平成28年度主要施策

東京都教育委員会は、東京都における教育振興基本計画として位置付けた「東京都教育ビジョン（第3次）」を平成25年4月に策定し、今後、5年間を中心に、中・長期的に取り組むべき教育の方向性を明らかにした。また、「東京都教育施策大綱」の策定を受け、平成28年4月に一部改定を行った。

「平成28年度教育庁主要施策」は、「教育委員会の教育目標」、「基本方針」及び「東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）」に基づき、東京都教育委員会が、当該年度において重点的に取り組む施策を示したものである。

### 取組の方向1 個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実

#### ◆主要施策1 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上

##### 1 小・中学校における基礎学力の定着

都独自の「児童・生徒の学力向上を図るための調査」を都内公立小学校第5学年児童、中学校第2学年生徒を対象に悉皆で実施する。調査の分析結果を基に、都内各小・中学校における授業改善を推進し、児童・生徒一人一人の「確かな学力」の定着と伸長を図るための学力向上施策の充実を図る。

また、小学校算数、中学校数学及び英語において「ガイドライン」に基づいた効果的な習熟度別指導、少人数・習熟度別指導を推進し、児童・生徒の学力向上を図る。

さらに、基礎的な学習内容を習得するための教材である「東京ベーシック・ドリル」の活用を一層推進するとともに、ドリルの電子化に向けた準備を進める。

あわせて、都内10区市を学力ステップアップ推進地域として指定し、外部人材の派遣を行い、小・中学校の算数・数学及び理科における教員の指導力向上、算数・数学における児童・生徒の基礎学力の定着を図る。

##### 2 高等学校における学力の確実な定着

指導と評価のPDCAサイクルにより授業改善を行い、生徒の学力向上を図るため、「都立高校学力スタンダード」を基に自校の学力スタンダードを作成するなどして具体的な学習目標を明示し、校内で組織的・計画的な指導の充実を図る。

生徒の学力定着状況を正確に把握するため、自校で作成した学力調査を実施するとともに、調査結果を踏まえ、学力の確実な定着に向けた繰り返しの指導の充実を図る。また、学力向上データバンクを構築し、生徒の学力定着状況を正確に把握するための標準問題や各学校が作成した学力調査問題を保存・登録することで、全ての高等学校が共有し、相互に活用できるようにする。

##### 3 アクティブ・ラーニングに関わる指導内容・方法の研究・開発

次期高等学校学習指導要領の改訂及び大学入試改革等の動向を見据え、「アクティブ・ラーニング」の視点を生かした指導方法に関する研究及び指導資料の開発・普及を図るため、平成28年度から3年間、アクティブ・ラーニング推進校を15校ずつ指定する。推進校における指導方法に関する校内研究の成果を活用することで、全都立高等学校の教員がアクティブ・ラーニングの視点を生かした指導方法を習得することを目指す。

##### 4 外部人材を活用した放課後の学習支援等、授業以外の場における学習支援の充実

区市町村が実施する、子供たちの安全・安心な居場所である「放課後子供教室」における体験・

学習活動の取組を支援するため、コーディネーター等の研修実施や活動事例の情報収集・提供を行うことで、地域の人材を活用した活動プログラムの充実を図り、学力向上等の学習支援の取組も充実させる。

中学生を主な対象とした学習習慣の確立や基礎学力の定着を図ることを目的として、大学生や民間教育事業者等の地域人材の協力に基づく「地域未来塾」を実施する区市町村を支援し、子供たちへの学習支援の機会を充実させる。

また、義務教育段階の基礎学力の定着が十分ではない生徒に対し、学び直し学習や自習を支援するため、外部人材等を活用した「校内寺子屋」を都立高等学校 10 校で試行実施する。

これらの取組を通じ、基礎学力の定着が十分ではない生徒に対する学び直し学習を支援し、自ら学ぶ意欲を向上させ、希望する進路実現を図るための学習環境を整備する。

## 5 都立学校における進学指導重点校等の指定

難関国立大学等を目指す生徒の進学希望をかなえるため、進学指導重点校等を 26 校指定し、これに中高一貫教育校 10 校を加えた 36 校を対象とし、進学対策の充実を図るために必要な支援を行う。

### <主要施策 1 における主要事務事業（例）>

- 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の実施
- 「東京ベーシック・ドリル」の活用
- 習熟度別指導の一層の推進
- 学力ステップアップ推進地域指定事業
- 「都立高校学カスタンダード」活用事業
- 学力向上データバンク
- アクティブ・ラーニングの推進
- 「放課後子供教室」の促進
- 「地域未来塾」の促進
- 「校内寺子屋」の試行実施
- 進学指導重点校等における進学対策の推進

## ◆主要施策 2 理数教育の充実

### 1 小・中学校における、理科の授業を充実させる取組の推進

小・中学生の理数に対する資質・能力の伸長を図るため、小学生が理数に関わる研究成果を展示・発表する「小学生科学展」、科学に高い興味・関心をもつ中学生が専門家から指導を受ける「東京ジュニア科学塾」、理科・数学等の能力を競い合う「中学生科学コンテスト」を実施する。

また、理数に興味・関心をもつ小・中学生の裾野を拡大するため、小・中学校において、区市町村教育委員会が行う「観察実験アシスタント」の配置を支援するとともに、「理科支援ボランティア活用モデル地域」を指定し、地域人材等の無償ボランティアの理科授業に係る活用について効果的な運営方法を検証する。

さらに、大学や企業等と連携し、理数の面白さや有用性を実感させるための「理数授業特別プログラム」を実施する。

### 2 高等学校における理数教育の充実

都立高等学校における科学技術系人材育成の拠点として、都の理数教育を牽引する役割を担う「理数イノベーション校」3校に加え、中学校段階からの6年間を見通した系統的な教育により、科学的に探究する能力や態度、課題を解決する能力などを育成するために、都立富士高等学校・富

士高等学校附属中学校を「理数アカデミー校」に指定する。また、理数に興味をもつ生徒の裾野を拡大するために、特色のある教育活動を実施する高等学校等 24 校を「理数研究校」として指定する。

### 3 医学部等進学希望先を同じくする生徒の育成

生徒の多様な進学ニーズに対応するため、都立戸山高等学校において、医学部等への進学を希望する生徒によるチームを結成し、互いに切磋琢磨し支え合う、3年間一貫した育成プログラムを実施する。

＜主要施策2における主要事務事業（例）＞

- 「小学生科学展」、「東京ジュニア科学塾」、「中学生科学コンテスト」の実施
- 小・中学校における「観察実験アシスタント」の配置支援
- 「理科支援ボランティア活用モデル地域」の指定
- 「理数授業特別プログラム」の実施
- 「理数アカデミー校」、「理数イノベーション校」の指定
- 理数研究校の充実
- 都立戸山高等学校における医学部等を進学希望する生徒による「チーム」の結成

## 取組の方向2 世界で活躍できる人材の育成

### ◆主要施策3 「使える英語」を習得させる実践的教育の推進

#### 1 小学校の英語教科化の取組

平成32年度からの小学校英語の教科化に伴う平成30年度からの先行実施に向けて、英語教育推進リーダーを配置し、リーダーを配置した地区のうち10地区を英語教育推進地域に指定し、教員の指導力及び児童の英語力の向上を図る。

#### 2 中学校における英語の授業の効果的な少人数・習熟度別指導の推進

中学校英語において「東京方式習熟度別指導ガイドライン」に基づいた効果的な少人数・習熟度別指導を推進し、都独自の「パフォーマンステスト」を各学年で実施する。テストの分析結果を基に、都内各小・中学校における授業改善を推進し、生徒一人一人の「使える英語力」の定着と伸長を図るための英語教育の充実を図る。

あわせて、生徒の英語力を育成するための教材である「中学校英語科教師のための指導資料」の活用を一層推進する。

#### 3 高等学校における英語教育の充実

高等学校において、生徒にコミュニケーションツールとして「使える英語力」を身に付けさせ、国際理解教育の推進を図るため、引き続き全ての都立高等学校及び中高一貫教育校にJETプログラムによる外国人英語指導者を配置し、授業でのティーム・ティーチングの実施や部活動等での日常的な交流を促進させる。さらに、JETプログラムによる外国人英語指導者の指導力の向上や、効果的に活用した授業の実践例などを共有することで、英語授業の改善を図る。

高い英語力によるコミュニケーション能力、異文化への理解や適応力、国際貢献への意欲等を高め、将来、国際社会の様々な分野・組織で活躍できるグローバル・リーダーを育成するため、都立高等学校における「東京グローバル10」の指定を継続する。

また、生徒の「使える英語力」の向上を図るため、特に「聞く」、「話す」に重点を置いたきめ細かい指導を行うなど英語教育を先導する「英語教育推進校」を40校指定し、教育環境の整備などの支援を行う。

「東京グローバル10」及び「英語教育推進校」では、オンライン英会話をはじめとするICTを活用した授業や外部検定試験支援を行うなど、生徒の英語力の向上に向けた取組を加速させる。

#### 4 「英語村（仮称）」の開設準備の推進

児童・生徒が英語を使用する楽しさや必要性を体感でき、英語学習の意欲向上のきっかけづくりとなる「英語村（仮称）」の開設準備を推進する。

##### <主要施策3における主要事務事業（例）>

- 小学校を対象とした英語教育推進地域事業
- 中学校英語授業における少人数・習熟度別指導の充実
- JETプログラムによる外国人英語指導者の活用
- 「東京グローバル10」の指定継続
- 英語教育推進校事業
- 「英語村（仮称）」の開設に向けた取組の推進

#### ◆主要施策4 豊かな国際感覚を醸成する取組の推進

##### 1 都立新国際高等学校（仮称）の設置の検討

世界に通用する人材を育成するとともに、在京外国人等の教育ニーズにも応える都立高等学校として、国際色豊かな学習環境を整備した新国際高等学校（仮称）の設置を検討する。

##### 2 都立小中高一貫教育校の設置による国際色豊かな学習環境の整備

語学力や豊かな国際感覚、日本人としての自覚と誇りを備え、国際的に活躍できる人材を育成していくため、都立立川国際中等教育学校において、附属小学校を設置し、早い時期から帰国児童・生徒や外国人児童・生徒とともに学ぶなど、国際色豊かな学習環境を整備する。

##### 3 都立国際高等学校における海外大学進学希望者への支援の促進

都立国際高等学校において、国際バカロレアのディプロマ・プログラムを「国際バカロレアコース」の第二学年で開始し、探究型の学習方法による授業の充実を図るなど、国際バカロレア資格の取得による海外大学進学に向けた取組を推進する。

##### 4 「次世代リーダー育成道場」の充実

グローバル社会にあって、将来、様々な場面や分野で活躍し、日本や東京の未来を担う人材を育成するため、都立高等学校、都立中学校及び都立中等教育学校の生徒200名を、海外で通用する英語力や広い視野、世界に飛び出すチャレンジ精神等を育成した上で海外留学を経験させる。道場研修生に、より高い英語力を身に付けさせるため、事前研修を見直し、英語講座の充実を図る。

##### 5 国際協力機構（JICA）と連携した「東京グローバル・ユース・キャンプ」の実施

語学、異文化理解、使命感等、様々な分野・組織で国際貢献できる人材としての素養を育成するため、国際協力機構（JICA）と連携して、青年海外協力隊の派遣前訓練を基にした高校生向けプログラムを実施する。

また、教員向けプログラムについてもこれに合わせて実施し、国際理解教育の実践力を高めるとともに、青年海外協力隊の派遣事業に対する理解を深め、参加する意欲を高める。

##### 6 高等学校における姉妹校交流の拡大

生徒への異文化理解の促進を図るため、これまでの国際交流の実績や「次世代リーダー育成道場」等の事業実績を活用し、都立高等学校における姉妹校交流を拡充させていく。

また、生徒の国際交流の機会を更に拡大し豊かな国際感覚を醸成するため、交換留学を実施する団体等と連携し、日本への留学を希望する外国人生徒を積極的に受け入れていく。

##### 7 都立小中高一貫教育校における教育内容の充実

都立白鷗高等学校・附属中学校において、日本人としてのアイデンティティの育成や国際交流、

英語教育などに重点を置いた特色ある教育の更なる充実を図るとともに、帰国生徒や外国人生徒の受入れなどを行うため、教育課程等の検討を行う。

#### <主要施策4における主要事務事業（例）>

- 都立新国際高等学校（仮称）の設置検討
- 都立小中高一貫教育校の設置に向けた検討
- 都立国際高等学校における国際バカロレア教育の推進
- 都立中高一貫教育校における教育内容の充実
- 「次世代リーダー育成道場」の充実
- 国際協力機構（JICA）と連携した国際貢献人材の育成
- 都立高等学校における姉妹校交流事業の拡充
- 都立高等学校における留学生受入れの促進

### ◆主要施策5 日本人としての自覚と誇りの<sup>かん</sup>涵養

#### 1 日本人としてのアイデンティティを備えた国際社会に生きる日本人の育成

外国人と児童・生徒との様々な交流の機会を設け、互いの国の文化体験や日本の文化を紹介する経験などを通じて、日本人としてのアイデンティティを備えた国際人材を育成する必要がある。

そのため、公立小・中・高等学校及び特別支援学校250校において、地域の専門的な知識や技能を有する外部人材を招致し、和太鼓や茶道等の体験や日本が誇る最先端の技術を知ることなどを通じて、日本の歴史、伝統・文化を学び、日本のすばらしさを理解する教育活動を推進する。

また、都立高校生が外国人と良好な人間関係やコミュニケーションを築く基礎となる日本の伝統・文化を理解し、その良さを外国人に発信していくため、平成30年度までに全ての都立高等学校で伝統芸能鑑賞教室を実施するよう支援していく。

#### <主要施策5における主要事務事業（例）>

- 日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度の育成
- 都立高等学校における伝統芸能鑑賞教室の実施

## 取組の方向3 社会的自立を促す教育の推進

### ◆主要施策6 人権教育の推進

#### 1 人権教育の推進

国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、同和問題をはじめ様々な人権課題に関わる偏見や差別をなくすため、人権教育を推進する。

#### <主要施策6における主要事務事業（例）>

- 人権教育に関する研修・啓発・研究の推進

### ◆主要施策7 道徳心や社会性を身に付ける教育の推進

#### 1 道徳の教科化に向けた先行的な取組の推進

東京都が作成・配布した、「『特別の教科 道徳』移行措置対応 東京都道徳教育教材集」及び「道徳授業の改善・充実のために」の活用の推進、「東京都道徳教育推進拠点校」の設置により、小・中学校における道徳の教科化に向けた、各学校における先行した取組を推進し、道徳教育の一層の充実を図る。

また、これらの資料の活用等により道徳授業地区公開講座の改善・充実を図り、学校と家庭・

地域が連携した道德教育の取組を一層推進するとともに、「東京都道德教育推進教師養成講座」を実施し、各小・中学校等の組織的な推進体制及び指導体制の構築を図る。

## 2 高等学校における新教科「人間と社会」の実施

これまで都立高等学校等で実施していた教科「奉仕」の成果を踏まえ、人間としての在り方生き方に関する新教科「人間と社会」を設置し、全都立高等学校及び都立中等教育学校で実施する。これにより、道德性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、社会的現実にはらし、より良い生き方を主体的に選択し行動する力を育成する。また、都立高校生の実態を踏まえ、養うべき道德性や指導方法・内容について更なる実践研究を行う。

### <主要施策7における主要事務事業（例）>

- 道德の教科化に向けた、先行した取組の推進
- 道德授業地区公開講座の充実
- 東京都道德教育推進教師養成講座の実施
- 学校設定教科「人間と社会」の実施

## ◆主要施策8 社会的・職業的自立を図る教育の推進

### 1 小・中学校におけるキャリア教育の推進

全ての中学校で職場体験活動等の取組を実施する。また、小・中学校において講師用手引書及びパンフレットの活用促進を図り、外部人材・関係機関と連携しながら法教育・租税教育等も含めた系統的なキャリア教育を推進する。

### 2 高等学校におけるキャリア教育の推進

全都立高等学校において、人間としての在り方生き方に関する新教科「人間と社会」を必修教科として設置し、高校生一人一人が人としての生き方の指針となる様々な価値観に対する考えを深め、行動する力を育成する。

また、生徒に良識ある公民として必要な能力と態度を育成するために、議会制度や選挙制度等、民主主義の意義と仕組みなどを学ばせるとともに、模擬選挙等の体験学習等も用いた主権者教育を実施する。

### 3 小・中学校における防災教育の推進

発生が予測される首都直下地震などの自然災害発生時において、児童・生徒が「自助」、「共助」の精神に基づき適切に行動できるように、都内の全世帯に配布された防災ブック「東京防災」と連携した防災ノート「東京防災」の活用を更に促進し、「親子防災体験」（小学校対象）及び「防災標語コンクール」（中学校対象）を実施し、学校と家庭が一体となった防災教育の一層の充実を図る。

### 4 高等学校における防災教育の推進

防災ブック「東京防災」や防災ノート「東京防災」等を活用し、学校と地域が連携した防災教育を推進する。また、全都立高等学校における宿泊防災訓練の継続実施や防災活動支援隊の活動の充実を通して、災害時に自分の身を守りつつ、地域での救援活動等に貢献できる人材を育成する。

また、防災リーダーとなる人材育成のため、都立高等学校の生徒及び教員が東日本大震災の被災地において、復興支援ボランティアや交流活動等を行う「合同防災キャンプ」を実施する。

### 5 特別支援学校における防災教育の推進

都立特別支援学校における、首都直下地震等の大規模災害が発生した際の長期にわたる避難所の運営及び校内での児童・生徒の安全確保を想定し、一泊二日の宿泊防災訓練を40校で実施す

る。また、訓練実施の内容・成果等を検証し、平成 29 年度の全都立特別支援学校での実施に向けた準備を進める。

さらに、防災ブック「東京防災」や防災ノート「東京防災」等を活用した防災教育を推進し、災害時に自分の身を守りつつ、地域での防災活動等に参加しようとする態度を育成する。

## 6 ものづくり人材等の育成に向けた取組の推進

社会の変化と期待に応える人材の育成を推進し、生徒の能力の伸長と進路実現を図るため、工業高校のデュアルシステム科設置や家庭・福祉高校（仮称）開設等に向けた検討を進め、魅力ある専門高校づくりを推進していく。

## 7 高等学校における企業やNPO等と連携した学習プログラムの実施

都立高校生が、実社会に出て社会人・職業人として自立して生きていく上で必要な能力や態度を身に付けることができるようにするため、企業やNPO等が実施する体験型学習プログラムを普通科の高等学校を中心に導入する。

### <主要施策8における主要事務事業（例）>

- 小・中学校における系統的なキャリア教育の推進
- 学校設定教科「人間と社会」の実施（再掲）
- 多様な教育課題に対応した教育の推進
- 防災ノート「東京防災」の活用促進
- 「合同防災キャンプ」の実施
- 特別支援学校における宿泊防災訓練の実施
- ものづくり人材等の育成に向けた取組の推進
- 企業・NPO等と連携した都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業

## ◆主要施策9 不登校・中途退学対策

### 1 区市町村における支援チームの設置などの取組の支援

小・中学校における不登校の児童・生徒に対するきめ細かい支援を行うため、区市町村教育委員会に、スクールソーシャルワーカー等を活用した「支援チーム」を設置し、学校、福祉、医療等の関係機関と連携して支援を行うモデル事業を実施する。

### 2 都における「自立支援チーム」の設置

都立高校生が将来社会的に自立できるよう、就労等の進路決定に向けた支援や福祉的な支援を行うため、スクールソーシャルワーカー等による「自立支援チーム」を創設する。

「自立支援チーム」は、中途退学や進路未決定のまま卒業する生徒が多いなど特に課題が顕著な都立高等学校に対して継続的に訪問するとともに、その他の都立学校に対しても要請に基づき訪問し、学校経営支援センターや関係機関と連携しながら、中途退学の未然防止の取組、中途退学者や進路未決定卒業生への切れ目のない進路決定に向けた支援、不登校の生徒への対応を行う。

### 3 小・中学校における学校内での組織的な支援体制の強化

各学校が、不登校の課題に対して組織的に対応できるよう、校内で不登校対策の中心的役割を担う教員を指定し、校内体制を整備するためのモデル事業を実施する。

### 4 高等学校における学校内での組織的な支援体制の強化

各学校が、不登校や中途退学の課題に対して組織的に対応できるよう、校内で不登校や中途退学対策の中心的役割を担う教員を指定し、校内体制を整備するためのモデル事業を実施する。

### 5 区市町村と連携した教育支援センター（適応指導教室）の機能強化

不登校の小・中学生の学校復帰を支援する施設として、各区市町村に設置されている教育支援



センター（適応指導教室）の充実を図るため、区市町村と連携して、教育支援センター（適応指導教室）等の在り方について、検討を行う。

#### 6 フリースクール等民間団体等との連携の推進

不登校児童・生徒に対する支援の充実を図るため、情報交換会の実施や、効果的な教育プログラムの検討などを通じ、フリースクール等民間施設・団体との連携を推進する。

#### 7 チャレンジスクールの拡充及び都立高等学校補欠募集制度の改善

小・中学校で不登校経験のある入学希望者がより多く入学できるよう、新たなチャレンジスクールの設置に向けた体制整備のための取組を推進する。

また、都立高等学校入学後における生徒の進路変更希望に応えるとともに、中途退学の未然防止を図るため、都立高等学校間の転学・編入学制度が一層活用されるよう改善を図る。

#### <主要施策9における主要事務事業（例）>

- 小・中学校における支援チームの構築
- 都立学校における不登校・中途退学対策
- 学校における組織的取組の推進
- 教育支援センター（適応指導教室）の機能強化
- フリースクール等との情報交換会の実施
- 新たなチャレンジスクールの設置に向けた取組の推進
- 都立高等学校補欠募集（転学・編入学）制度の改善

### ◆主要施策10 子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築

#### 1 就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図るための取組の推進

幼稚園や保育所及び認定こども園で過ごしてきた子供たちが、小学校における学習や生活に適應できるようにするため、就学前教育から小学校教育への連続性を重視し、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校とが、相互にそれぞれの特性等について正しく理解し合い、連携を強化する取組を進める。

#### 2 高等学校における在京外国人生徒対象枠の適切な募集枠の設定

在京外国人生徒のニーズに対応した教育環境を整備するため、中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒数の動向や、区部と多摩地域のバランス、在京外国人生徒対象枠の募集校における入学者選抜の応募状況等を踏まえ、都立高等学校における在京外国人生徒の適正な募集枠の設定を検討する。

#### <主要施策10における主要事務事業（例）>

- 小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実
- 在京外国人生徒に対する教育の充実

## 取組の方向4 子供たちの健全な心を育む取組

### ◆主要施策11 いじめ、暴力行為、自殺等防止対策の強化

#### 1 いじめや自殺防止等の対策のための校内研修等の充実

学校において、いじめ、暴力行為、自殺等を未然に防止するため、教職員研修の充実を図り、教職員一人一人が、組織的な取組を確実に実施できるようにする。

#### 2 いじめや自殺防止等の対策に関する組織的な取組の充実

いじめ、暴力行為、自殺等の問題行動の解決を目指し、教職員が、組織的な対応や、保護者、地域住民及び関係機関と連携した対応ができるようにするため、都内全公立学校に設置されてい

る「学校いじめ対策委員会」及び「学校サポートチーム」の機能強化を図る。

### 3 スクールカウンセラー等を活用した学校教育相談の一層の充実

いじめ、暴力行為、自殺等の問題の解決に向けて、児童・生徒が教職員に対して相談しやすい環境を整備し、社会全体で児童・生徒を支援する体制を構築するため、スクールカウンセラーの配置の拡充を行うとともに、スクールソーシャルワーカーを配置する区市町村に対する支援を一層充実させる。

### 4 子供たちの主体的な行動を促す指導の充実

学校において、児童・生徒が、いじめを見て見ぬ振りせず、自分たちでいじめ問題を解決できるようにするため、子供たち同士が主体的に話し合い、主体的に行動できるようにするための指導を推進する。

### 5 いじめ等防止の情報サイト・アプリケーションの開発

児童・生徒がいじめを防止するために主体的に行動できるよう促すとともに、心配な状況があったらすぐに相談機関にアクセスできるようにするため、いじめ防止に関するサイト及びアプリケーションを開発し、「東京都教育相談センター」等の関係機関への相談を促す。

### 6 「いじめ総合対策」の着実な推進

いじめ防止等の対策に関して、「いじめ総合対策」の推進状況を検証し、学校において成果のあった効果的な取組等を共有できるようにするとともに、「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」の答申を踏まえて、「いじめ総合対策」を改訂する。

#### <主要施策 11 における主要事務事業（例）>

- いじめ、暴力行為、自殺防止等に関する研修の充実
- 「学校いじめ対策委員会」及び「学校サポートチーム」の機能強化
- スクールカウンセラーの配置の拡充
- スクールソーシャルワーカー活用事業
- いじめ防止のための情報サイト及びアプリケーションの開発
- 「いじめ総合対策」の検証と改訂

## ◆主要施策 1 2 SNS等の適正な使い方の啓発強化

### 1 東京都独自のルール「SNS東京ルール」の着実な推進

都内全公立学校の児童・生徒が、いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐため、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用する際のルールとして策定した。「SNS東京ルール」に基づき、学校や区市町村教育委員会と連携して、児童・生徒の発達段階に応じた指導を強力に推進していく。

### 2 インターネット等の適正な利用に関する子供を取り巻く実態の把握

有害情報から子供を守るため、都内全公立学校を対象に監視を行うとともに、子供のインターネット等の利用状況調査を行い、児童・生徒の実態を把握する。また、インターネット等の適正な利用に関する指導・啓発のための副教材を作成・配布する。

#### <主要施策 12 における主要事務事業（例）>

- 「SNS東京ルール」の推進
- インターネット等の適正な利用に関する子供を取り巻く実態の把握
- 学校非公式サイト等の監視
- 児童・生徒のインターネット利用状況調査の実施

## 取組の方向5 体を鍛え健康に生活する力を培う

### ◆主要施策13 体力向上を図る取組の推進

#### 1 「アクティブプラン to2020」の推進

オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市にふさわしい、運動・スポーツに親しむ元気な児童・生徒を育成するために、「アクティブプラン to2020」-総合的な子供の基礎体力向上方策（第3次推進計画）-に基づき、全校で体力向上に係る目標や、具体的な取組内容を定めた計画を作成して取り組むなど、子供たち一人一人の基礎体力の向上を図る。

#### 2 「アクティブライフ研究実践校」、「アクティブスクール」、「スーパーアクティブスクール」の指定

小学校において、健康教育を中心とした体力向上及び健康づくりを推進する「アクティブライフ研究実践校」を指定し、基本的な生活習慣の定着・改善に向けた取組や、成果を広く発信することを通して都全体の健康教育をより一層推進する。

全中学校を「アクティブスクール」と位置付け、自校の体力の実態を踏まえて体力向上の目標や取組内容を定めた体力向上推進計画を定め、取組をより一層推進する。特に体力向上に先進的に取り組む中学校を「スーパーアクティブスクール」として指定し、具体的な取組を研究開発するとともに、成果を広く他校に発信することを通して中学生の体力向上を図る。

#### 3 「スポーツ特別強化校」の指定及び都立高等学校運動部活動全体の活性化

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とし、スポーツの全国大会や関東大会への出場を目指す都立高等学校を増加させるため、競技力の高い運動部活動のある学校を「スポーツ特別強化校」に指定し、都立高等学校運動部活動全体の活性化と競技力の向上を一層推進する。

#### <主要施策13における主要事務事業（例）>

- 東京都統一体力テストの全公立学校での実施
- 全中学校「アクティブスクール」を展開
- 「スーパーアクティブスクール」や「アクティブライフ研究実践校」による先進的取組の研究開発・普及
- スポーツ特別強化校の指定

### ◆主要施策14 健康づくりの推進

#### 1 学校給食を中心とするアレルギー疾患に関わる事故の再発防止

学校給食を中心とするアレルギー疾患に関わる事故の再発を防止するため、文部科学省監修のガイドラインに基づいた、事故予防の取組と事故発生時の緊急対応を確立し、各学校における組織的な体制づくりを推進する。

#### 2 食育の更なる推進

児童・生徒が、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、健全な食生活を送るとともに、食を通して地域の産業や文化への理解を深めることができるよう、生きた教材として学校給食も活用しながら食育を推進する。また、食育推進チームの設置、栄養教諭や食育リーダーを中心とした校内指導体制を整備するとともに、食に関する指導と給食管理を一体のものとするために栄養教諭の配置を拡大し、食育の更なる推進を図る。

#### <主要施策14における主要事務事業（例）>

- 学校におけるアレルギー疾患対策
- 公立学校における食育の推進

## 取組の方向6 オリンピック・パラリンピック教育の推進

### ◆主要施策15 オリンピック・パラリンピック教育の推進

#### 1 「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づく教育の推進

「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づき、都内全ての学校において、「オリンピック・パラリンピックの精神」、「スポーツ」、「文化」、「環境」の四つのテーマと「学ぶ（知る）」、「観る」、「する（体験・交流）」、「支える」の四つのアクションとを組み合わせた多彩な教育プログラムを推進する。

各学校においては、学習読本等の教材を活用し、全ての教育活動に関連付け、年間 35 時間程度を目安とし、学校全体で組織的・計画的に展開する。

#### 2 重点的に育成すべき五つの資質を伸ばすための四つのプロジェクトの推進

「4×4の取組」を採り入れた多彩な教育活動を展開することにより、子供たちに多くの資質・能力を身に付けさせることが可能となるが、特に、「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」の五つの資質を重点的に育成する。なお、重点的に育成すべき資質を幼児・児童・生徒に身に付けさせるための先進的取組や特色ある取組を組織的に行い、他校へ普及・啓発することを目的として、オリンピック・パラリンピック教育重点校を指定する。

また、重点的に育成すべき五つの資質を伸ばすために、「東京ユースボランティア」、「スマイルプロジェクト」、「夢・未来プロジェクト」、「世界ともだちプロジェクト」を中心とした取組を推進する。

<主要施策15における主要事務事業（例）>

- オリンピック・パラリンピック教育の推進事業(全校実施)
- オリンピアン・パラリンピアンや外国人アスリートの学校への派遣拡充
- オリンピック・パラリンピック教育重点校の指定
- 特別支援学校における障害者スポーツの振興

## 取組の方向7 教員の資質・能力を高める

### ◆主要施策16 優秀な教員志望者の養成と確保

#### 1 「東京教師養成塾」の充実及び教職大学院との連携による新人教員の確保

優秀な教員を確保するため、採用選考における受験者数の確保及び質の向上に向けた取組を一層推進する。

東京教師養成塾は、豊かな人間性と実践的な指導力を兼ね備えた人材を学生の段階から養成するため、教員を養成している大学や学校経営支援センター、区市町村教育委員会と連携し、実践的な指導力、社会の課題を的確に捉え実践的に課題を解決する力、教師としての使命感等の資質・能力が身に付けられるよう育成する。

#### 2 「採用前実践的指導力養成講座」の充実

東京都公立学校教員採用候補者が、採用後に教員としての職務を円滑にスタートできるよう、採用前に学級経営等に必要の実践的指導力を身に付けさせることを目的として、採用前実践的指導力養成講座を実施する。

#### 3 教員採用候補者選考における小学校全科（英語コース）の新設

グローバル人材育成のための英語教育の充実と平成 32 年度からの小学校の英語教科化への対応を図るため、選考内容の改善を進め、英語の4技能に優れ専門性の高い教員を確保する。

<主要施策16における主要事務事業（例）>

- 養成段階における実践的な指導力の育成
- 英語の専門性の高い教員の確保

## ◆主要施策 17 現職教員の資質・能力の向上

### 1 教職経験に応じた研修の充実及び産休・育休中の教員等に対する動画配信による自己啓発支援

東京都公立学校の若手教員に必要とされる基礎的知識・技能の着実な定着と資質の向上を目指し、教諭としての使命感、幅広い知見、実践的指導力を身に付けさせるため、3年間で若手教員を系統的に育成することを目的として、東京都若手教員育成研修を実施する。

また、産休・育休中の教員、島しょ地区の教員など教職員研修センターで実施する研修の受講が困難な教員に対し、最新の教育情報や喫緊の教育課題とその解決の方策などを提供するため、教員研修の動画を配信し、円滑な職場復帰や自己啓発を促す。

### 2 指導教諭の活用

教員全体の「プロ意識」の涵養や能力・専門性の向上を図るため、学習指導において高い専門性と優れた指導力を有する指導教諭の任用を、平成25年度から都立学校で、平成26年度から区市町村立学校で開始し、拡充を図っている。指導教諭の活用により、個々の教員が自ら成長しようとする意欲を引き出すとともに、都内公立学校全体の指導力を高めていく。

### 3 教員の海外派遣研修の拡大や青年海外協力隊等への参加促進

都内の公立中・高等学校の外国語（英語）科指導の質的向上を図るため、外国語（英語）科教員の海外派遣研修を実施する。あわせて、今後の小学校英語教科化を円滑に実施するため、英語教育推進リーダーとして指定した小学校教員の海外派遣研修を実施する。

グローバル人材育成を支える体制を強化するため、教員の国際貢献意欲を高めるねらいから、国際協力機構（JICA）との連携を強化し、現職教員の青年海外協力隊等への派遣規模を拡大し、「東京グローバル・ユース・キャンプ」教員研修を実施する。さらに、教員採用候補者選考において青年海外協力隊等への派遣経験者を対象とした特別選考を実施する。

### 4 「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づく取組の推進

平成26年1月に策定した「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づき、全ての公立学校から体罰等を一扫するための取組を推進する。経験年数や職層に応じた体系的な研修や、服務事故再発防止研修としてアンガーマネジメント等の特別な研修プログラムを実施する。また、体罰を指導の手段とする誤った認識のある服務事故者を対象として「指導方法・意識改善プログラム」を実施する。

実際の指導事例を映像化したDVDを、服務事故防止月間等で積極的に活用し、体罰根絶に向けた共通認識を深める。

体罰のない、生徒の意欲を高める部活動を推進・普及するため、全ての顧問教諭や外部指導員を対象とする指導者講習会を開催するとともに、Good Coach賞により、優れた指導を実践した顧問教諭を顕彰する。

### 5 教職員のメンタルヘルス対策の取組の推進

教職員の精神的健康の保持向上を促進するため、新規採用教員を対象とした個別のカウンセリング、新任副校長を対象とした「副校長ベーシックプログラム」や、ストレスチェック等を実施し、「早期自覚」、「早期対処」の予防策に重点を置いたメンタルヘルス対策の充実を図る。

精神疾患で休職した教員の円滑な職場復帰及び再休職の防止を図るため、引き続き、「リワークプラザ東京」による「所属学校における職場復帰訓練」を中心とする復職に向けた支援を実施

する。

＜主要施策 17 における主要事務事業（例）＞

- 教職経験に応じた教員研修の充実
- 産休・育休中の教員等に対する動画配信
- 指導教諭の活用と拡充
- 外国語（英語）科教員等の海外派遣研修
- グローバル人材育成を支える体制強化
- 「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づく取組の推進
- 教職員のメンタルヘルス対策

◆主要施策 18 優秀な管理職等の確保と育成

1 「学校リーダー育成プログラム」研修の更なる充実

各地区で中核となって活躍する教育管理職を若手職員のうちから計画的に育成するため、平成 26 年度から本格実施している「学校リーダー育成プログラム」（学校マネジメント講座及び学校リーダー育成特別講座）の受講者数を増やし、研修の更なる充実を図る。

2 退職した教育管理職の積極的な活用

退職した教育管理職が長年培ってきた知識や経験等を活用していくため、小・中学校を中心に、退職した校長及び副校長を引き続き管理職として積極的に再任用する。また、副校長の負担軽減を図るため、65 歳以上の元教育管理職を一般職非常勤職員（学校経営支援員）として積極的に任用していく。

3 女性教員の教育管理職等への登用の促進

女性教員の教育管理職等への登用を促進するため、育児・子育て時期における人事異動面での配慮を行うほか、キャリア形成を意識したジョブローテーションを推進する。

＜主要施策 18 における主要事務事業（例）＞

- 学校リーダー育成プログラム
- 学校経営支援員

**取組の方向 8 質の高い教育環境を整える**

◆主要施策 19 都立高校改革の着実な推進

1 都立高校改革推進計画に基づく取組

都立高等学校が生徒を「真に社会人として自立した人間」に育成していくため、都立高校改革推進計画に基づき、教育内容の充実や教育環境の整備を推進するとともに、学校の新設や学科の改編などに取り組む。

＜主要施策 19 における主要事務事業（例）＞

- 都立高校改革の推進
- 「理数アカデミー校」、「理数イノベーション校」の指定（再掲）
- 都立戸山高等学校における医学部等を進学希望する生徒による「チーム」の結成（再掲）
- 都立新国際高等学校（仮称）の設置検討（再掲）
- 都立中高一貫教育校における教育内容の充実（再掲）
- 都立小中高一貫教育校の設置に向けた検討（再掲）
- 都立国際高等学校における国際バカロレア教育の推進（再掲）
- 新たなチャレンジスクールの設置に向けた取組の推進（再掲）

## ◆主要施策 2 0 特別支援教育の着実な推進

### 1 都立特別支援学校の規模と配置の適正化

都立知的障害特別支援学校の在籍者の増加に対応するため、規模と配置の適正化を推進するとともに、社会状況の変化等に適切に対応できるよう、都立特別支援学校の教育環境の向上に取り組む。

### 2 将来の職業的自立に向けた専門的教育の推進

知的障害が軽度から中度の生徒を対象に、将来の自立に向けた基礎的な職業教育を行う高等部職能開発科を増設する。

また、知的障害が軽度の生徒を対象に、将来の自立に向けた専門的な職業的教育を行う高等部就業技術科をより一層充実するため、定員を拡大する。

### 3 小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒への支援策

公立学校に在籍する全ての発達障害の児童・生徒の持てる力を最大限に伸ばし、将来の自立と社会参加を実現するため、全ての小・中学校における特別支援教室の設置促進に向けた取組等を行うとともに、都立高等学校において、発達障害の生徒一人一人の障害の状態や各校の実態に応じた指導・支援の充実に向けた取組を行う。

#### <主要施策 20 における主要事務事業（例）>

- 都立知的障害特別支援学校における規模と配置の適正化の推進
- 都立知的障害特別支援学校における就労支援の取組の推進
- 小学校の特別支援教室の導入に向けた支援及び中学校の特別支援教室導入に向けたモデル事業の推進
- 高等学校における発達障害の生徒への支援

## ◆主要施策 2 1 学校運営力の向上

### 1 学校運営力の向上

校長がリーダーシップを発揮し、より自律的な学校経営を行っていくため、P D C Aサイクルに基づくマネジメントシステムによる学校経営計画を中心とした組織的取組を推進する。学校経営支援センターによるきめ細かい支援により、校長の学校経営を支援し、都民に信頼される特色ある都立学校づくりを推進する。

### 2 チームとしての学校の在り方の検討

学校の教育力・組織力を向上させるため、専門性をもった外部人材の活用や地域との連携など、チームとしての学校の在り方について、国の動向を踏まえつつ、多面的な視点から検討を行う。

#### <主要施策 21 における主要事務事業（例）>

- 学校経営支援センターによるきめ細かい支援の充実
- チームとしての学校の在り方についての検討

## ◆主要施策 2 2 学校の教育環境整備

### 1 学校施設の耐震化

地震発生時における児童・生徒の安全を確保するため、「東京都地域防災計画」等に基づき、公立学校における天井材、照明器具、外壁等の非構造部材を含む施設の耐震化の推進及び支援を実施する。

## 2 学校施設の冷房化

児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、公立小・中学校の特別教室（図書室、音楽室、視聴覚室、パソコン教室、理科室、家庭科室、調理室、被服室、図工室、美術室、技術室）の冷房化について支援を行う。

都立高等学校における理科系実験室や美術室等の特別教室の冷房化を推進するとともに、都立特別支援学校の全特別教室及び体育館の冷房化を推進する。

## 3 校庭の芝生化

区市町村教育委員会に対し、校庭の芝生化の整備費や維持管理費の補助を行うほか、芝生の専門家の派遣や芝生リーダー養成講座などの支援を実施し、公立小・中学校の校庭の芝生化を推進する。

都立学校の校庭芝生化を推進し、ヒートアイランド現象の緩和や緑あふれる都市空間の形成に寄与する。

## 4 ICT環境整備の推進

公立小・中学校については、LAN環境整備等に係る支援を行うことによりICT環境整備を促進し、児童・生徒の学習への意欲や関心を高めるとともに情報活用能力の向上につなげる。

都立高等学校、都立高等学校附属中学校及び都立中等教育学校において、学習の意欲や関心を高め学力を向上させるとともに、情報活用能力を育成するため、更なるICT環境の充実を図る。また、ICTパイロット校を2校指定し、効果的な指導方法や学習方法を研究する。

都立特別支援学校においては、障害の種別や程度に応じたアプリケーションを活用し、個に応じた学習を可能とするため、更なるICT環境の充実を図る。

## 5 公立小・中学校の安全対策のための防犯カメラの整備

学校内への不審者侵入の抑止、初期対応など学校内の安全確保の取組を推進するため、公立幼稚園及び小・中学校の校門等への防犯カメラの設置・更新について支援を行う。

<主要施策22における主要事務事業（例）>

- 耐震化の推進
- 冷房化の推進
- 校庭芝生化の推進
- 公立学校におけるICT環境の整備
- 校門等への防犯カメラの整備の推進

## 取組の方向9 家庭の教育力向上を図る

### ◆主要施策23 家庭教育を担う保護者への支援体制の充実

#### 1 学校と家庭の連携の推進

児童・生徒が抱える様々な問題の解決や、その保護者の子育てに対する不安や悩みの解消等を図るため、地域の人材を活用し、保護者からの相談に応じるとともに、児童・生徒に直接関わる「家庭と子供の支援員」を学校に配置する。

<主要施策23における主要事務事業（例）>

- 学校と家庭の連携推進事業

### ◆主要施策24 学校と家庭が一体となった教育活動の充実

#### 1 学校と家庭が一体となった教育活動の充実

子供たちの基本的な生活習慣、自立心、他人への思いやりなど豊かな心、善悪の判断などの倫



理観、社会的なマナーといった人格形成の基盤となる力を育むには、学校と家庭が相互の教育について理解を深め合うことが重要であり、家庭における教育との連携を図った取組を進めていく。

#### <主要施策 24 における主要事務事業（例）>

- 学校と家庭との連携を図る取組

### **取組の方向 10 地域・社会の教育力向上を図る**

#### ◆主要施策 25 地域等の外部人材を活用した教育の推進

##### 1 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組の充実

子供たちの社会的・職業的自立に向けた意識を向上させるため、「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組を充実させ、企業・大学・NPO等が有する専門的な教育力の教育活動への導入を推進する。また、学校、家庭、地域・社会が連携・協働し、地域全体で子供の教育を支えるため、「学校支援ボランティア推進協議会」の設置・促進に向けて、コーディネーター等の研修や特色ある事例等の情報提供等を充実させるとともに、ボランティア等地域人材の確保がより促進されるよう、区市町村を支援する。

##### 2 地域等の外部人材の教育活動への積極的な参加

学校の実態及び児童・生徒、保護者等のニーズに応じた特色ある教育の推進並びに児童・生徒の学力向上等、円滑な教育活動の展開を支援するため、地域等の外部人材の教育活動への積極的な活用をより一層推進する。

都立学校においては、地域全体からの学校教育への支援体制を強化するため、学校運営連絡協議会を活性化させ、地域社会や保護者の意見を適切に学校経営に反映させ、地域社会に開かれた学校経営を推進する。

#### <主要施策 25 における主要事務事業（例）>

- 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組
- 学校支援ボランティア推進協議会の設置・促進の充実
- 教育庁人材バンク事業
- 地域等の外部人材の教育活動への積極的な活用

#### ◆主要施策 26 学校と地域社会が連携した教育活動の充実

##### 1 放課後子供教室の推進（再掲）

小学生を中心とした、子供たちの安全・安心な居場所である「放課後子供教室」において、地域の人材を活用した活動プログラムの充実を図り、コーディネーター等の研修実施や活動事例の情報収集・提供を行うことで、体験・学習活動の取組を支援する。

##### 2 地域未来塾の推進（再掲）

大学生や民間教育事業者等の地域人材の協力に基づき、中学生を主な対象とした「地域未来塾」を実施する区市町村を支援し、子供達への学習支援の機会を充実させる。

##### 3 校内寺子屋の試行実施（再掲）

外部人材等を活用した「校内寺子屋」を都立高等学校 10 校で試行実施し、義務教育段階の基礎学力の定着が十分ではない生徒に対し、学び直し学習や自習を支援する。

##### 4 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組の充実（再掲）

企業・大学・NPO等と連携して子供たちの社会的・職業的自立に向けた意識を向上させるため、「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組を充実させる。また、学校、家庭、地域・社会が連携・協働し、地域全体で子供の教育を支えるため、「学校支援ボランティア推進協議会」

の設置・促進に向けて、コーディネーター等の研修や特色ある事例等の情報提供等を充実させるとともに、ボランティア等地域人材の確保がより促進されるよう、区市町村を支援する。

＜主要施策 26 における主要事務事業（例）＞

- 「放課後子供教室」の促進（再掲）
- 「地域未来塾」の促進（再掲）
- 「校内寺子屋」の試行実施（再掲）
- 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組（再掲）

第6 東京都教育ビジョン(第3次・一部改定)に基づく平成28年度主要施策の点検及び評価

東京都教育ビジョン(第3次・一部改定)		平成28年度主要施策		
	取組の方向	No.	施策名	ページ
1	個々の子供に応じた きめ細かい教育の充実	1	基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上	25
		2	理数教育の充実	33
2	世界で活躍できる 人材の育成	3	「使える英語」を習得させる実践的教育の推進	41
		4	豊かな国際感覚を醸成する取組の推進	46
		5	日本人としての自覚と誇りの <sup>カン</sup> 涵養	54
3	社会的自立を促す 教育の推進	6	人権教育の推進	57
		7	道徳心や社会性を身に付ける教育の推進	63
		8	社会的・職業的自立を図る教育の推進	66
		9	不登校・中途退学対策	73
		10	子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築	79
4	子供たちの健全な 心を育む取組	11	いじめ、暴力行為、自殺等防止対策の強化	81
		12	SNS等の適正な使い方の啓発強化	93
5	体を鍛え健康に 生活する力を培う	13	体力向上を図る取組の推進	95
		14	健康づくりの推進	101
6	オリンピック・パラリンピック教 育の推進	15	オリンピック・パラリンピック教育の推進	103
7	教員の資質・能力を高める	16	優秀な教員志望者の養成と確保	105
		17	現職教員の資質・能力の向上	110
		18	優秀な管理職等の確保と育成	122
8	質の高い教育環境を整える	19	都立高校改革の着実な推進	125
		20	特別支援教育の着実な推進	126
		21	学校運営力の向上	131
		22	学校の教育環境整備	133
9	家庭の教育力向上を図る	23	家庭教育を担う保護者への支援体制の充実	139
		24	学校と家庭が一体となった教育活動の充実	141
10	地域・社会の教育力向上 を図る	25	地域等の外部人材を活用した教育の推進	143
		26	学校と地域社会が連携した教育活動の充実	147

## ＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	知	取組の方向	1 個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実
主要施策	1	基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上	

【平成28年度予算額：2,074,567千円 決算額：1,940,421千円 従事職員数20.2人（指導主事20人）】

## ◆小・中学校における基礎学力の定着（指導部）

## ＜施策の取組状況＞

平成28年7月7日に学力調査を実施し、到達目標値（教科書の例題問題レベル）と習得目標値（教科書の練習問題レベル）を設定して調査結果の分析を行った。また、調査問題及び調査結果の説明会を全公立小・中学校及び区市町村教育委員会を対象に行うとともに、調査結果及び分析結果に基づいた報告書を全公立小・中学校及び区市町村教育委員会等に、「授業改善のポイント（リーフレット）」を全教員に配布した。

＜実施児童・生徒数及び学校数＞

小5児童：1,289校87,598名（実施率約98%） 中2生徒：626校73,281名（実施率約96%）

## ＜成果＞

- ・ 習得目標値（教科書の例題問題レベル）未達の児童・生徒の割合  
小学校国語（1.5%）・社会（1.9%）・算数（12.0%）・理科（1.5%）  
中学校国語（3.9%）・社会（4.6%）・数学（21.8%）・理科（7.6%）・英語（4.4%）
- ・ 到達目標値（教科書の練習問題レベル）達成の児童・生徒の割合  
小学校国語（37.8%）・社会（52.0%）・算数（20.9%）・理科（28.7%）  
中学校国語（49.9%）・社会（16.0%）・数学（14.6%）・理科（15.8%）・英語（20.9%）
- ・ 調査問題説明会：6回開催 1,765名参加 調査結果説明会：5回開催 1,160名参加

## ＜課題＞

- ・ 成果目標を達成した教科は、習得目標値では、小学校国語・社会・理科、中学校国語・社会・英語、到達目標値では、小学校社会、中学校国語であった。
- ・ 習得目標値の問題の正答率は次のとおりであり、定着が十分とは言えない状況である。今後、この習得目標の問題の平均正答率を80%以上にしていくことを成果目標とする。  
小学校国語（80.0%）・社会（72.7%）・算数（69.8%）・理科（51.0%）  
中学校国語（67.9%）・社会（53.5%）・数学（69.2%）・理科（63.5%）・英語（70.3%）

### ＜今後の取組の方向性＞

- ・都学力調査の結果について、様々な観点から分析を行い、各地域、学校における学力向上を図る取組を支援していく。
- ・効果的な習熟度別指導を一層推進するとともに、東京ベーシック・ドリルや都学力調査の類似問題の正答率等を、各学校で分析し、効果検証を行っていく。
- ・東京ベーシック・ドリルの更なる活用のため、今後、自動採点が行えるソフトを都教育委員会ホームページに掲載し、活用を図っていく。

### ◆高等学校における学力の確実な定着（指導部）

#### ＜施策の取組状況＞

- 1 「各高等学校における独自の学力スタンダード」の作成、学力スタンダードに基づく学習指導の実施

- (1) 学力スタンダード推進委員会、教科会などからなる組織的な学習指導体制の確立
- (2) 学力スタンダードに基づく各教科の指導計画及び報告書の作成
- (3) 指導と評価のPDCAサイクルにより、授業改善の実施
- (4) 各学校において作成した自校の学力スタンダードのホームページへの掲載

- 2 「各高校における独自の学力スタンダード」の作成

進学指導重点校、中高一貫教育校、夜間定時制高校以外の全ての都立高校の1年生及び2年生において、対象科目の内容・項目ごとに、具体的な学習目標を、「基礎」・「応用」・「発展」の3段階の「都立高校学力スタンダード」に基づき、学校独自の学力スタンダードを作成した。

＜対象科目＞ 普通科目6教科19科目、専門科目3教科3科目

国語総合・現代文B・数学Ⅰ・数学Ⅱ・コミュニケーション英語Ⅰ・コミュニケーション英語Ⅱ・  
世界史A・世界史B・日本史A・日本史B・地理A・地理B・現代社会・倫理・  
政治・経済・物理基礎・化学基礎・生物基礎・地学基礎・農業と環境・工業技術基礎・  
ビジネス基礎

- 3 学力スタンダード推進協議会の開催

事業趣旨説明及び組織的な学習指導体制を整えている学校による実践事例の発表及び協議

- 4 学力向上データバンクの構築

各教科で組織的な指導を効果的に実施していくことを支援するため、「都立高校学力スタンダード」に基づいた生徒の学力の定着状況を把握するための標準問題を作成。作成した標準問題を、各校が共通で利用することができるデータバンクに保存・登録。

＜対象科目＞

国語総合・現代文B・数学Ⅰ・数学Ⅱ・コミュニケーション英語Ⅰ・コミュニケーション英語Ⅱ

- (1) 教員で構成する「都立高校学力スタンダード」学力調査問題検討委員会の設置
- (2) 委託業者と共同で学力調査の企画、検討、問題作成を実施
- (3) 「都立高校学力スタンダード」に基づいた標準問題の作成
- (4) 各校独自の学力調査結果の分析による、学力定着状況の把握、繰り返し指導の実施、学習指導方法の改善

### <成果>

平成 28 年度 学カスタンダードに関するアンケート結果より、学カスタンダード対象科目における定期考査問題の共通化について、全ての科目で、完全又は一部で共通化して実施している割合は 88.3%（平成 27 年度は 79.6%）であり、全ての科目又は一部の科目で、全く共通化していない割合は 11.7%（平成 27 年度は 20.4%）である。前年度に比べ、全ての科目又は一部の科目で、全く共通化していない割合が 8.7%減少し、定期考査の共通化が徐々に図られつつある。

### <課題>

考査問題の統一、各科目の指導内容・方法の共有化及び授業進度の統一化が教科によっては未だになされておらず、組織的な校内体制が整っていない学校が一部見られる。

### <今後の取組の方向性>

- 1 高等学校基礎学カテスト（仮称）と今後の学カスタンダードの方向性について検討を行っていく。
- 2 学カスタンダードで実施している学カ調査の代替をオンライン個別学習で試行的に行う。

## ◆アクティブ・ラーニングに関わる指導内容・方法の研究・開発（指導部）

### <施策の取組状況>

都立高校の生徒が、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう、「アクティブ・ラーニング」の視点に立った指導の充実に向けた研究開発を行う学校として、アクティブ・ラーニング推進校 15 校を指定し、以下の取組を行った。

- 1 推進校の取組
  - (1) 外部講師を活用した校内研修の実施
  - (2) 先進的に取り組んでいる高等学校や大学等の先進校視察
  - (3) 研究成果報告書の作成及び提出
  - (4) 実践報告会における実践事例の発表
- 2 東京都教育委員会の取組
  - (1) 実践報告会の開催（平成 28 年 12 月 15 日）
  - (2) 「平成 28 年度アクティブ・ラーニング推進校報告書」の作成
  - (3) DVD「これからの時代に求められる資質・能力の育成を目指して～主体的・対話的で深い学びの実現～」の作成

### <成果>

- 1 推進校におけるアクティブ・ラーニングの視点に基づく授業実践と実践事例の周知
 

推進校によって一部の教員による実践から約 9 割の教員による実践まで実施状況に幅はあるものの、全ての学校で授業実践に取り組み、実践事例として報告書に指導案を掲載し、全都立高校に向けて周知を図った。

## 2 実践報告会における実践事例の発表

全校<sup>し</sup>皆で開催した実践報告会において、学校の特色が異なる3校の実践事例の発表を行うとともに、文部科学省初等中等教育局教育課程課長を講師に招いた講演を行い、アクティブ・ラーニングの視点に基づく授業改善の重要性について全都立高校に向けて周知を図った。

## &lt;課題&gt;

## 1 推進校の取組の充実

推進校1年目の成果を踏まえ、各推進校の取組の充実を図る必要がある。特に、全校体制での組織的な取組が不十分な学校については、指定最終年度を見据えながら、計画的に2年目の取組を進めるよう指導・助言を行う必要がある。

## 2 成果検証に向けた取組

生徒の変容の数値化など、推進校としての取組の成果を検証する評価の指標やデータ収集の方法等について研究を進める必要がある。

## &lt;今後の取組の方向性&gt;

平成29年度は、新たに15校を推進校に指定し、30校での実施となる。よりよい事例を効果的に普及するため、実践報告会でより多くの事例を示すことができるよう内容を工夫していく。

また、作成したDVDを活用した効果的な校内研修の在り方について、校長・副校長を対象とした研修等を通じて周知していく。

## ◆外部人材を活用した放課後の学習支援等、授業以外の場における学習支援の充実（地域教育支援部・指導部）

## 1 放課後子供教室の推進

## &lt;施策の取組状況&gt;

## (1) 「放課後子供教室」の実施

区市町村が実施主体となり、全ての子供を対象に、放課後や週末等に小学校等を活用して、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、子供たちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する事業を実施した。

## 【実績等】 実施地区数及び教室数等の推移

年度	24	25	26	27	28
地区数（区市町村数）	52	52	52	55	55
教室数	1,049	1,101	1,138	1,158	1,200
小学校区数	1,038	1,062	1,089	1,112	1,145

## (2) 活動プログラムの実施

学習支援、文化、スポーツ等の様々な活動プログラムを実施した。【実績 151 教室】

(3) 放課後子供教室スタッフ等研修の実施

区市町村が実施する放課後子供教室に関わるコーディネーター等の事業関係者の資質向上を図るための研修を実施した。【実績等 年7回 受講者数延 570 人】

(4) 情報提供

東京都教育委員会ホームページ、生涯学習情報誌「とうきょうの地域教育」を活用した「放課後子供教室」の活動事例等の情報提供を行った。

<成果>

- ・ 教室数及び実施小学校区数の増加（平成 27 年度比 42 教室 33 小学校区増）
- ・ 学習支援、茶道教室やバドミントン教室等、様々なプログラムを実施

<課題>

活動内容の充実を図るため、活動プログラムの実施教室数を増やしていくとともに、多様なプログラムの展開が必要

<今後の取組の方向性>

学習支援等様々な活動事例の紹介や、企業等の教育プログラムを活用した取組等の情報提供を行うとともに、活動プログラムが継続的に実施されるよう、区市町村への支援方策を検討していく。

## 2 地域未来塾の推進

<施策の取組状況>

区市町村が主体となって、国庫補助事業である「地域未来塾」を活用し、放課後等に地域住民等の協力を得て、学習支援が必要な中学生等を対象に学習習慣の定着や基礎学力の向上を図ることを目的として学習支援の機会を提供した。

- ・ 実施区市町村 15 区市 （平成 28 年度新規事業）  
（小学生対象 10 区市、中学生対象：14 区市、両方対象：9 区市）
- ・ 取組内容

大学生や教員OB等による、個別指導やグループ学習等の形式による学習支援を実施。会場は、自治体ごとに様々で、学校の教室を利用するものや公民館・教育センター等学校外の施設を利用している例もある。

<成果>

実施した教育委員会や学校からは、「学習に取り組む良い機会になっている」、「継続的な参加を促すことで、学力の底上げにつながっている」などと評価されている。

また、参加している児童・生徒へのアンケートでは、「家でやるより勉強が進む」、「勉強は得意ではないが、楽しみながら進められる」、「(参加生徒の8割が) これからも続けてほしい」などの声が挙げられている。



### <課題>

未実施地区への「地域未来塾」活用促進や実施地区における対象校数の拡大促進

### <今後の取組の方向性>

区市町村に対して多様な実践事例をはじめ参考となる情報を提供するなど、地域や学校の実態を踏まえた学習支援の取組が一層拡充するよう働き掛けを行う。

## 3 校内寺子屋の推進

### <施策の取組状況>

義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して放課後等に外部人材を活用した学習支援を試行的に10校2年間指定

- ・国語、数学、英語において高校1年生10名程度の生徒を対象
- ・各教科週2回程度放課後に2時間程度
- ・元教員や大学生などの外部人材を各学校平均4人活用し個別学習を実施
- ・10校の平均実施回数56回。1回当たり平均4.1人出席している。平均の出席率は50.6%である。

### <成果>

- ・継続的に校内寺子屋に参加している生徒には、学業不振による中途退学者が0人（3月22日時点）
- ・外部模試を3回実施した学校では、校内寺子屋の対象となった生徒の83.5%の生徒の成績は上がり、対象から外れた生徒の68.8%の生徒の成績は下がっている。
- ・アンケート結果「問題を自力で解こうとするようになった」、「家庭での学習時間が増えた」などの回答があり、生徒の学びに対する意欲の向上につながったと考えられる。

### <課題>

- ・外部模試を2回以上実施し、生徒の学力の状況を把握する必要がある。
- ・対象となった生徒の中に、参加状況が低い生徒が約5割いる。
- ・地域によっては外部講師の確保が難しい学校がある。
- ・事前に教材を渡し理解を深めてもらう必要があるが、学校と外部講師との十分な打合せができていない。

### <今後の取組の方向性>

校内寺子屋の充実を図るため、実施時間数の拡大と教材・教具を購入する予算の増額を図る。平成30年度以降順次実施校の拡大を図っていく。

## ◆都立学校における進学指導重点校等の指定（指導部・都立学校教育部）

### <施策の取組状況>

難関国立大学等を目指す生徒の進学希望をかなえるため、進学指導重点校等を26校指定し、これに中高一貫校10校を加えた36校を対象とし、進学対策の充実を図るために以下の支援を行った。

## 1 進学指導研究協議会

### (1)全体会（年1回）

次年度の進学指導体制の改善等を図るため、副校長及び進路指導主任を対象に、前年度の大学合格状況等、成果と課題について共有した。

### (2)学校経営懇談会（全4部会）

進学指導重点校、進学指導特別推進校、進学指導推進校、中高一貫教育校の4部会における固有の課題の解決を図るため、部会別の校長対象の懇談会を実施した。

### (3)指名制による授業研究（6月から12月まで）

36校の教員の指導力向上及び授業改善を図るため、指導教諭等による優れた授業を見学し授業研究を行った。

## 2 外部専門家による進学指導コンサルティング事業

各校の教科指導における課題の抽出及び課題解決を図るため、外部機関のアドバイザー及び教科講師による指導・助言を行った。平成28年度については、都立青山高等学校、都立西高等学校、都立八王子東高等学校、都立小山台高等学校、都立国際高等学校、都立豊多摩高等学校、都立江戸川高等学校、都立武蔵野北高等学校及び都立日野台高等学校の9校で実施した。

## 3 若手教員育成システム「進学指導研修」の実施

進学指導に関する中核教員の育成のため、進学指導重点校に進学指導研究生を10名配置した。

## 4 巡回指導員による指導・助言の実施

進学対策特任教授（一般職非常勤職員5名）と指導主事がチームとなって各校を訪問し、管理職、進路指導主任及び各教科主任に対して指導・助言を行った。

## 5 外部人材による自主学習支援

生徒の学習時間の確保及び進学への意欲を喚起するため、外部人材を活用した支援を行った。

## 6 難関大学進学への「志」育成事業

最先端の研究及び難関国公立大学進学への意欲を喚起するため、京都大学高校生フォーラム、コスモス国際賞受賞記念講演会、都医学研フォーラム及び東京工業大学高校生のための先端科学・技術フォーラムを実施した。

## 7 進学指導に関わる諸調査

36校の大学合格状況調査等を実施し、各校の傾向を分析、巡回指導訪問等において指導・助言を行った。

## <成果>

- ・難関国公立大学及び医学部については、現役合格者が前年度より16名増加した。
- ・東京大学については、現役合格者は前年度と同数であった。
- ・難関国公立大学及び医学部の現役受験者については、前年度より256名増加した。

（進学指導重点校149名増、進学指導特別推進校55名増、進学指導特別推進校21名増、中高一貫教育校31名増）

<課題>

- ・生徒の難関国公立大学受験者数が増加した結果、不合格者も多くなったことから、不合格となった学力層への進学指導の充実を図る必要がある。
- ・進学指導特別推進校の中には進学指導重点校に迫る実績をあげている学校もあり、難関国公立大学等への進学に対応できるよう、指導内容・方法の改善を図っていく必要がある。

<今後の取組の方向性>

- ・進学指導重点校、進学指導特別推進校及び進学指導推進校が着実に目標を達成できるよう、引き続き各校の取組を支援していく。また、指定期間が平成 29 年度で終了することに伴い、平成 30 年度からの新たな指定を進める。
- ・難関国公立大学受験者数が増加するなど、生徒はより高い目標に挑戦する意欲を持っている。この現状を踏まえ、進学指導重点校での進学指導及び授業等における優れた取組を 36 校全体で共有し、各校における難関国公立大学への進学指導体制の確立を図る。

【具体的な取組例】

進学指導研究協議会におけるグループ編成の改善  
進路指導主任の指名制による授業研究への参加  
教科会、校内研修等への指導主事等の派遣

## ＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	知	取組の方向	1 個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実
主要施策	2	理数教育の充実	

【平成 28 年度予算額：311,117 千円 決算額：241,198 千円 従事職員数 4 人（指導主事 4 人）】

## ◆小・中学校における、理科の授業を充実させる取組の推進（指導部）

## 1 小学生科学展の開催

## ＜施策の取組状況＞

小学生が、自ら決めたテーマについて深く研究した成果を展示・発表することを通して、理数に対する能力を更に高めることを目的に、「小学生科学展」を開催した。

## ＜成果＞

出品点数 61 点（各区市町村からの代表 1 点）

区市町村来場者数 3,071 名

## ＜課題＞

全区市町村からの出品

来場者数の増加

## ＜今後の取組の方向性＞

都立特別支援学校小学部の児童を対象とするなど参加対象の拡大

中等教育学校、特別支援学校の教員等に対する周知

## 2 東京ジュニア科学塾の開催

## ＜施策の取組状況＞

中学校が科学の専門家等から指導を受け、生徒の興味や関心を高めることを目的に、東京ジュニア科学塾を開催した。また、科学に高い関心のある生徒の資質・能力を更に伸長することを目的に東京ジュニア科学塾専修コースを開設した。

東京ジュニア科学塾 全 3 回 参加人数延べ 532 名

東京ジュニア科学塾専修コース 全 8 回 各回 44 名参加

## ＜成果＞

東京ジュニア科学塾専修コースについてのアンケート調査結果

「参加してよかった」と回答する参加生徒の割合

平成 27 年度 94%→ 平成 28 年度 95%

<課題>

参加者数の拡大

<今後の取組の方向性>

区市町村教育委員会に対する周知等、募集方法の改善

### 3 中学生科学コンテストの開催

<施策の取組状況>

東京都内の中学生が理科・数学等の能力を競い合い切磋琢磨<sup>さたく</sup>する場を提供することで、中学生の理科・数学等に対する意欲・能力を更に伸ばし、科学好きの生徒の裾野を広げるとともに、「科学の甲子園ジュニア全国大会」に出場する東京都代表チームを選考した。

参加学校数 71校

参加チーム 161チーム（3人一組）

参加人数 476名

<成果>

中学生科学コンテストについてのアンケート調査結果

\* 「科学技術に関する学習意欲が高い」と回答する参加生徒の割合

平成27年度 81.1% → 平成28年度 86.5%

\* 「科学技術を必要とする職業に就きたいと思う」と回答する参加生徒の割合

平成27年度 61.9% → 平成28年度 66.3%

<課題>

参加学校数の拡大

<今後の取組の方向性>

区市町村教育委員会に対する周知

東京ジュニア科学塾参加希望生徒に対する周知

### 4 「観察実験アシスタント」の配置

<施策の取組状況>

小学校及び中学校（義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の児童・生徒の理科に対する興味・関心を高め、理科の学力を向上させることを目的に、観察・実験の準備や片付け等を支援する観察実験アシスタントを配置

<成果>

配置区市町村	平成27年度	25区市町村	→	平成28年度	28区市町村
配置校数					
小学校	平成27年度	516校	→	平成28年度	580校
中学校	平成27年度	38校	→	平成28年度	70校
配置時間数					
小学校	平成27年度	66,377時間	→	平成28年度	92,890時間
中学校	平成27年度	4,707時間	→	平成28年度	17,510時間

<課題>

配置人員数の拡大、観察実験アシスタントの質的向上

<今後の取組の方向性>

区市町村教育委員会に対する周知

5 理科ボランティア活用モデル地域の指定

<施策の取組状況>

小学校及び中学校（義務教育学校、中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の児童・生徒の理科に対する興味・関心を高め、理科の学力を向上させることを目的に、地域人材等の無償ボランティアの理科授業に係る活用について効果的な運営方法を検証

実施区市数 4区市

<成果>

実施小学校数 76校

実施中学校数 34校

<課題>

ボランティア活用の拡大

理科支援ボランティアの活動内容の充実

<今後の取組の方向性>

各モデル地域の成果等を都内小・中学校へ周知

各モデル地域に対する指導・助言

6 理数授業特別プログラムの実施

<施策の取組状況>

理数が好きな児童・生徒を増やすことを目的に、大学や企業等と連携し、理数の面白さや有用性を児童・生徒に実感させる「理数授業特別プログラム」を公立小学校、中学校の授業で実施

実施区市数 10区市

<成果>

児童・生徒の理数の有用性に関する意識が、プログラム実施後向上

小学校 事前 86.0%→ 事後 87.7%

中学校 事前 74.4%→ 事後 75.6%

<課題>

理数授業特別プログラムの内容の充実

全体

<今後の取組の方向性>

効果的なプログラム及び企業等との連携方法に関する全都への情報提供

<成果>

学力向上を図るための調査における効果測定結果

\* 「将来、理科や算数、科学技術に関係する仕事に就きたい」と思う児童・生徒の割合：

小学校 5年生 平成 27 年度 43.0%→ 平成 28 年度 43.3%

中学校 2年生 平成 27 年度 27.1%→ 平成 28 年度 28.6%

\* 「週 1 回以上観察・実験」を行う学校の割合：

小学校 平成 27 年度 55.6%→ 平成 28 年度 56.0%

中学校 平成 27 年度 65.4%→ 平成 28 年度 65.2%

\* 「児童・生徒の考えを生かした様々な方法で実験・観察」を行う学校の割合：

小学校 平成 27 年度 86.4%→ 平成 28 年度 88.5%

中学校 平成 27 年度 63.5%→ 平成 28 年度 62.5%

<課題>

中学校における観察・実験の充実

<今後の取組の方向性>

区市町村教育委員会との連携の強化

諸事業の成果の周知

## ◆高等学校における理数教育の充実（指導部）

### 1 都立高校における理数イノベーション校の指定

#### <施策の取組状況>

理数イノベーション校 八王子東高等学校・国分寺高等学校・南多摩中等教育学校

- 1 探究活動の実施
- 2 研究施設等における研修の実施
- 3 大学や専門機関の研究者との連携
- 4 教員研修
- 5 科学の祭典における研究発表会の口頭発表

#### <成果>

- ・教材開発に取り組み、探究活動における指導方法を統一することで、生徒の基本的なリサーチリテラシー（探究スキル）について一定の水準を確保することができた。
- ・生徒が研究テーマを設定し、「仮説」を立て、「調査や実験」を行い、「考察」し、「結論」を出すという活動を実践し、論文にまとめ、発表することができた。
- ・複数の生徒が、積極的に各種の科学に関する国際オリンピック日本代表選考にエントリーした。
- ・理数系の進路を選択する生徒の割合が、前年度と比較して増加した。
- ・科学の甲子園東京都大会では、都立八王子東高等学校が筆記試験の地学領域で4位、化学領域で9位、都立南多摩中等教育学校が数学領域、生物領域で9位になった。

#### <課題>

- ・プレゼンテーション力を一層向上させるために、開発教材の改善や新規教材の開発を継続し、探究活動に係る指導方法の更なる充実を図る必要がある。
- ・パソコン機器や実験器具等の周辺機材が不足しており、複数年計画で充実を図る必要がある。
- ・スーパーサイエンスハイスクール（SSH）の指定を見据え、理数教育の充実を図る教育課程の検討を進める必要がある。
- ・探究活動時間の十分な確保、外部機関との積極的な連携を図るとともに、生徒の多様な進路につなげる体制を構築する必要がある。

#### <今後の取組の方向性>

- ・平成29年度に外部評価委員会を設置し、当該指定校に対し、的確な指導助言を行うために一律の指標で事業を評価するシステムを構築する。さらに、本事業は、平成29年度が最終年度である。平成27年度からの3か年の取組を評価し、理数教育の更なる充実を図ることができる教育プログラムの構築を図る。



## 2 都立高校における理数アカデミー校の指定

### <施策の取組状況>

理数アカデミー校 富士高等学校及び富士高等学校附属中学校

- 1 探究活動の一層の充実
- 2 国内外の研究施設等における研修の実施
- 3 教員研修
- 4 大学や研究機関との連携
- 5 科学の祭典等における研究成果の発表

### <成果>

- ・高1、2で課題解決学習に取り組む学校設定科目「探究未来学」を設置し、高1で設定している1単位を増単位し2単位とした。さらに、「探究未来学」の基礎段階として、中3の総合的な学習の時間で課題探究学習を実施し、生徒が探究活動に取り組む機会を充実させ探究の質を高めることができた。
- ・中3から高2で中高合同の研究発表会を新たに実施し、上位の学年の優れた研究成果を引き継ぐ機会を設定することで、探究活動を深化することができた。
- ・年間11回実施された「土曜講座」や、東京工業大学のサマーサイエンスキャンプ、京都研修における京都大学訪問を通して、科学技術、理科・数学に対する興味関心を高め、探究心を向上させ、考える力が向上していると考えられる生徒が半数程度いた。
- ・平成28年度卒業生の進学先において理工系難関大学への合格者が増加した。

### <課題>

- ・各教科において中高の系統的な取組の計画を具体化していく必要がある。
- ・「探究未来学」の指導教材の改善や新規教材の開発を継続し、探究活動に係る指導方法の更なる充実を図る必要がある。

### <今後の取組の方向性>

- ・平成29年度に外部評価委員会を設置し、当該指定校に対し、的確な指導助言を行うために一律の指標で事業を評価するシステムを構築し、更なるレベルアップを図る。

## 3 科学の甲子園

### <施策の取組状況>

平成29年3月17日（金）から同月20日（月）まで、茨城県つくば市にあるつくば国際会議場及びつくばカピオで実施された「第6回科学の甲子園」全国大会への出場校選抜を兼ねて、平成28年11月13日（日）に都立小石川中等教育学校にて実施した。大会では、次の二つの競技の合計得点で順位を決定した。

- ・物理、化学、生物、地学、数学、情報の6領域の問題やその複合問題による筆記競技
- ・CDカーを作成し、その後、車が斜面を滑り降りた後、平面を走ってあらかじめ定められたゴールラインにどれだけ近い位置で停止させることができるかを競う実技競技

**<成果>**

- ・学校対抗による科学技術・理科・数学等における複数分野の競技を実施し、実技競技のみの参加校を認めることで、科学分野に興味・関心を持つ生徒の裾野が少しずつ拡大している。

	平成 27 年度	平成 28 年度
参加校	40 校	46 校

- ・学術分野における生徒同士の競い合いや活躍できる場を構築し、トップ層を伸ばすことを目的とした継続的な取組によって、平成 27 年度第 5 回大会では都立小石川中等教育学校が東京都大会で優勝し、東京都代表チームとして都立学校として初めて全国大会に出場した。平成 28 年度第 6 回大会では、都立武蔵高等学校が 2 位、都立小石川中等教育学校が 3 位に入賞するなど、都立高校における理数教育は高い水準を維持している。

**<課題>**

- ・スーパーサイエンスハイスクール（SSH）、理数イノベーション校や科学の祭典でパネル発表を行う理数研究校を中心に、複数の都立学校が東京都大会へエントリーして活躍しているが、参加校の裾野を更に広げていく必要がある。
- ・実技競技や筆記競技に向けて事前対策に取り組む学校に対して、教材・教具等の支援を行い、生徒の活動を更に活性化する必要がある。

**4 科学の祭典****<施策の取組状況>**

小学生科学展、中学生科学コンテストの表彰を兼ねて、科学の甲子園東京都大会の表彰及び研究発表会を、平成 28 年 11 月 20 日（日）に東京サンケイビル大手町サンケイプラザサンケイホールにて実施した。

**<成果>**

理数アカデミー校、理数イノベーション校の代表生徒の英語によるプレゼンテーションを行う（平成 27 年度 3 校、平成 28 年度 4 校）とともに、理数研究校として支援を行った学校等が研究した成果を基にパネルを作成して発表（平成 27 年度 26 校、平成 28 年度 27 校）を行った。小学生や中学生に向けた説明や高校生同士のディスカッションを通して、探究する楽しさを感じるとともに、更なる取組に向けた意欲が高まった。

**<課題>**

- ・研究への取組方法、研究成果発表用のパネル作成のための手法等について、各学校が情報共有できる仕組みの構築が必要である。

◆**医学部等進学希望先を同じくする生徒の育成**（都立学校教育部）

＜施策の取組状況＞

- ・戸山高校にチーム・メディカルを結成した。
- ・平成28年度参加者19名
- ・個人面談や個別学習管理などの進学指導のほか、最先端医療に関する講演会、医学部・病院等での体験活動、医療関係者との交流など、医療への理解を深め、医師になる志を育む3年間一貫したプログラムを開始

＜成果＞

生徒アンケート

「医科学分野に進む意思が一層高まった」と回答した生徒の割合 90%（平成28年度末時点）

＜課題＞

プログラム内容の充実

＜今後の取組の方向性＞

引き続き、個別学習管理、論文・面接指導などの総合的な進路指導のほか、病院の職場見学や医療関係者との交流、大学医学部の教授による模擬授業など、医療への理解を深め、医師になる志を育む育成プログラムを着実に実施していく。

## ＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	知	取組の方向	2 世界で活躍できる人材の育成
主要施策	3	「使える英語」を習得させる実践的教育の推進	

【平成28年度予算額：2,539,552千円 決算額：2,086,996千円 従事職員数12人（指導主事7人）】

## ◆小学校の英語教科化の取組（指導部）

## ＜施策の取組状況＞

## 1 英語教育推進地域事業

## (1) 25地区に38名の英語教育推進リーダーの配置

英語教育推進リーダーによる模範授業の公開や巡回による指導を通じて、リーダーを配置している地区内の小学校の教員の指導力・英語力の向上を図っている。

## (2) 10地区の英語教育推進地域の指定

英語教育推進リーダーを配置した地区のうち、10地区を英語教育推進地域に指定し、各地区における指導体制の充実や教材開発に向けた取組を行っている。

## (3) 英語教育推進地域事業連絡会の開催

英語教育推進リーダーを対象とした英語教育推進地域事業連絡会を年3回開催し、各地区の取組の成果を共有している。

## (4) 教員対象意識調査及び児童対象パフォーマンステストの実施

英語教育推進地域に指定した地区の学校の教員を対象として、小学校英語教科化に関する意識調査を実施するとともに、当該地区の学校の児童を対象にパフォーマンステストを実施している。

## 2 「小学校英語教科化に向けた検討委員会」の設置

東京都の小学校英語教科化に向けた取組を検討するための委員会（有識者、区市町村教育委員会の代表、校長会の代表などから構成）を設置し、平成32年度の全面実施が円滑にできるよう、支援策について協議を行っている。

## 3 「小学校外国語活動推進委員会」の設置

東京都の小学校外国語活動の推進に関する委員会を設置し、次期学習指導要領の小学校第3学年及び第4学年における外国語活動を推進するための支援策について協議するとともに、『第3・4学年小学校外国語活動指導資料（試行版）』を作成し、都内の全公立小学校へ配布した。

## ＜成果＞

英語教育推進地域に指定された10地区において英語教育推進リーダーを活用した小学校の外国語教育担当教員を対象とした意識調査を年度末に実施

「英語（高学年教科型）の指導に対する不安が大いにある」と回答する教員の割合

	平成28年度末
「英語（高学年教科型）の指導に対する不安が大いにある」と回答した教員の割合	41.7%

### <課題>

平成 29 年度は、英語教育推進リーダーが配置されている地区や英語教育推進地域の取組の成果を全都に普及・啓発していく必要がある。また、英語の専門性を有する人材の確保を行っていく必要がある。

### <今後の取組の方向性>

英語教育推進地域事業の 2 年目となる平成 29 年度については、英語教育推進リーダーの配置拡大を行うとともに、各地区の取組の成果発表会を実施する。また、平成 29 年度は、英語専科教員のモデル配置を行い、指導体制の在り方について検証する。

## ◆中学校における英語の授業の効果的な少人数・習熟度別指導の推進（指導部）

### <施策の取組状況>

#### 1 「パフォーマンステスト」の実施

少人数・習熟度別指導を行う中学校において、都独自で作成した「パフォーマンステスト」を各学年で実施している。

#### 2 「中学校英語科教師のための指導資料」の活用促進

都内の各中学校における授業改善を推進し、生徒一人一人の「使える英語力」の定着と伸長を図るため、「中学校英語科教師のための指導資料」をホームページに掲載するとともに、活用を推進している。

### <成果>

平成 27 年度から新規加配により「ガイドライン」に基づいた少人数・習熟度別指導を推進している中学校における今年度のパフォーマンステストの平均正答率

	平成 28 年度当初	平成 28 年度末
中学校第 2 学年対象に実施したパフォーマンステストの平均正答率 (テーマ:「電話での応答」)	82.7%	85.3%

「中学校英語科教師のための指導資料」への月別アクセス数(平成 28 年 9 月から平成 29 年 3 月まで)

月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
アクセス数	1,063	5,687	5,185	3,781	13,261	10,143	13,180	52,300

### <課題>

都内の全中学校の英語科教員が生徒の 4 技能をバランス良く育成するとともに、特に「話すこと」に関する力を向上できるよう、指導を工夫・改善していく必要がある。

今後は、小学校英語の教科化を踏まえ、今後小・中一貫した英語教育の充実・改善に向けて、先進的な取組を行う地区を支援していく必要がある。

### ＜今後の取組の方向性＞

平成29年度から3か年で、都内の全中学校教員を対象に、「パフォーマンステスト実施の手引き」に基づいた実施方法について、理解を促すことを目的とした研修を実施するとともに、テストの実施方法を紹介するDVDを作成し、配布する。

次期学習指導要領を見据えて、今後は、小学校英語の教科化を踏まえた中学校英語教育の改善・充実に向けた取組を行う地区をモデル地区として指定し、取組を支援する。

### ◆高等学校における英語教育の充実（指導部）

#### ＜施策の取組状況＞

生徒にコミュニケーションツールとして「使える英語力」を身に付けさせ、国際理解教育の推進を図るため、全ての都立高等学校及び中高一貫教育校にJETプログラムによる外国人英語指導者を配置し、授業でのティーム・ティーチングの実施や部活動等での日常的な交流を促進させた。また、効果的に活用した授業の実践例を共有するなどしてJETプログラムによる外国人英語指導者の指導力を向上させ、英語授業の改善を図った。

都立高等学校における「東京グローバル10」の指定を継続し、高い英語力によるコミュニケーション能力、異文化への理解や適応力、国際貢献への意欲等を高め、将来、国際社会の様々な分野・組織で活躍できるグローバル・リーダーの育成を図った。

また、生徒の「使える英語力」の向上を図るため、特に「聞く」、「話す」に重点を置いたきめ細かい指導を行うなど英語教育を先導する「英語教育推進校」を40校指定し、オンライン英会話、外部検定試験支援、音声リーディングソフトの導入等、教育環境の整備を行った。

#### JETプログラムによる外国人英語指導者の配置人数

年度	23	24	25	26	27	28
実績	5人	5人	5人	100人	200人	200人

#### 「東京グローバル10」指定校（10校）

日比谷高等学校、深川高等学校、西高等学校、国際高等学校、飛鳥高等学校、千早高等学校、小平高等学校、小石川中等教育学校、三鷹中等教育学校、立川国際中等教育学校

#### 「英語教育推進校」指定校（40校）

青山高等学校、竹早高等学校、白鷗高等学校、上野高等学校、三田高等学校、晴海総合高等学校、大田桜台高等学校、両国高等学校、墨田川高等学校、城東高等学校、小松川高等学校、小岩高等学校、富士高等学校、荻窪高等学校、調布北高等学校、狛江高等学校、小山台高等学校、駒場高等学校、目黒高等学校、新宿高等学校、桜町高等学校、文京高等学校、戸山高等学校、大泉高等学校、町田高等学校、八王子東高等学校、松が谷高等学校、日野台高等学校、翔陽高等学校、立川高等学校、昭和高等学校、国立高等学校、武蔵高等学校、武蔵野北高等学校、小金井北高等学校、保谷高等学校、多摩科学技術高等学校、国分寺高等学校、桜修館中等教育学校、南多摩中等教育学校

### <成果>

JET プログラムによる外国人英語指導者は、学校に配属された後、日本人教員と協力しながら指導計画を考えたり、自作の教材を開発したりするなど、積極的に生徒の指導に関わっている。また、英語部等で英語劇やディベートの指導に当たったり、ランチタイム英会話を設けて交流を図ったりするなど、授業以外の活動にも取り組んでいる。これらの交流により、全ての都立高等学校及び中高一貫教育校において、生徒が日常的に生きた英語に触れる機会が増え、異文化理解を深めることができた。

「東京グローバル10」の指定においては、指定校に重点配置された JET・ALT を活用した効果的な授業を実践するなど、英語科教員の指導力が向上するとともに、発信力を高める指導を強化するなど英語授業の改善が進められている。指定校全校での海外語学研修の実施や積極的な留学生の受入れがなされるなど、国際理解教育への取組も拡充し、グローバル・リーダー育成に向けた素地が作られた。

「東京グローバル10」及び「英語教育推進校」では、オンライン英会話や音声リーディングソフトの導入をはじめとする ICT を活用した授業や外部検定試験支援、CAN-DO リストの作成を行うなど、「聞く」「話す」技能を含めた4技能をバランス良く育成することができた。

### <課題>

世界各国から来日している JET プログラムによる外国人英語指導者は、日本の文化や学校教育に順応し、効果的な指導を身に付けるまでに一定の時間を要する。また、JET プログラムによる外国人英語指導者を効果的に活用している学校が多数ある一方で、一部の学校では活用方法を模索している状況にある。

今後導入が予定されている国の「高校生のための学びの基礎診断」及び「大学入学共通テスト」の実施に当たり、バランス良く4技能を育成することが更に重要となり、生徒の「聞く」「話す」能力の育成に更に取り組む必要がある。

### <今後の取組の方向性>

今後は、JET プログラムによる外国人英語指導者が配置校において、より効果的な指導を行えるよう到来日時研修や指導力向上研修の充実を図る。また、JET プログラムによる外国人英語指導者を効果的に活用した授業の実践例や指導案、授業以外での活用事例などを全ての都立高等学校及び中高一貫教育校で共有し、英語の授業改善を図る。さらに、平成29年度は「英語教育推進校」のうち20校にJET プログラムによる外国人英語指導者を追加配置し、学校生活の中で、日常的に英語に触れる機会を拡大させ、体験的に英語を使う場面を校内に設定するため、「Tokyo English Empowerment Project」を実施することにより、JET プログラムによる外国人英語指導者とともに英語で会話や議論を行い、生徒が英語で発信する力の向上を図っていく。

今後、「東京グローバル10」及び「英語教育推進校」では、オンライン英会話、音声リーディングソフトを一層活用し、「聞く」「話す」技能も含めた4技能をバランス良く育成していき、生徒の「使える英語力」の向上に向けた取組を加速させていく。

## ◆「英語村（仮称）」の開設準備の推進（指導部）

## ＜施策の取組状況＞

平成28年3月28日に公表した「英語村（仮称）」事業募集要項に基づき、「英語村（仮称）」の整備・運営を行う民間事業者の公募を行い、選定された最優秀事業応募者を事業予定者として決定すること及び事業計画等について具体的な協議を進めること等を内容とする基本協定その1を締結した。当該協定締結後、事業予定者と本事業の実施に関する事項についての協議を行った結果、合意に至った事項を記載した基本協定その2を締結し、事業者、施設名称及び事業概要を公表した。

平成28年4月	募集要項等の説明、事業施設現地見学の実施
平成28年6月	募集要項等に関する質問回答書の公表
平成28年8月	提案書受付、事業応募者提案等の審査開始
平成28年9月	最優秀事業応募者の選定・公表
平成28年10月	基本協定その1締結
平成29年3月	基本協定その2締結、事業者、施設名称及び事業概要の決定

## ＜成果＞

外部委員も含めた委員会において審査を行い、良質なスタッフによるオールイングリッシュでの多様なプログラムの提供等、英語村（仮称）の狙いを最も高度に実現できる事業者を、最優秀事業応募者として選定し、事業予定者として決定した。

その後、事業予定者と協議を重ね、イングリッシュスピーカーによる少人数指導、日常生活を題材としたアクティビティやより高度なアクティビティ、他の機関との連携による実践的なプログラムなど、「英語村（仮称）」ならではのプログラムを実施していくことについて合意に至った。

また、施設名称を「TOKYO GLOBAL GATEWAY」に決定した。

## ＜課題＞

平成30年9月の開業に向け、事業者と連携し、学校にとって魅力的な内容となるよう、プログラムの内容を具体化する必要がある。また、都内学校や区市町村教育委員会等に対して施設の意義や内容を丁寧に伝え、利用を呼び掛けていくとともに、各校や区市町村での取組と相互連携、補完することで、より有意義な取組としていく必要がある。

## ＜今後の取組の方向性＞

平成30年9月に「TOKYO GLOBAL GATEWAY」を開業し、平成40年度末まで運営する。

なお、平成29年9月に都内学校団体から順次予約受付を開始し、平成30年7月にプレオープンを行う予定である。



## ＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	知	取組の方向	2 世界で活躍できる人材の育成
主要施策	4	豊かな国際感覚を醸成する取組の推進	

【平成28年度予算額：1,376,233千円 決算額：1,214,213千円 従事職員数23人（指導主事10人）】

## ◆都立新国際高等学校（仮称）の設置の検討（都立学校教育部）

## ＜施策の取組状況＞

外部有識者等で構成する「新国際高校（仮称）設置に係る検討委員会」を設置し、新国際高校（仮称）の教育理念や教育課程の特色などについて検討を行った。

## ＜成果＞

平成29年3月に、「新国際高校（仮称）設置に係る検討委員会報告書」を取りまとめ、公表した。また、「都立高校改革推進計画・新実施計画」において未定としていた設置予定場所について決定した。

## ＜今後の取組の方向性＞

設置予定場所が決定したことを踏まえて基礎調査を実施するなど、設置に向けた準備を着実に進めていく。

## ◆都立小中高一貫教育校の設置による国際色豊かな学習環境の整備（都立学校教育部）

## ＜施策の取組状況＞

外部有識者等で構成する「都立小中高一貫教育校教育内容等検討委員会」を設置し、都立小中高一貫教育校の教育課程や入学者決定などの具体的な在り方について、多面的視点から検討を行っている。

## ＜成果＞

都立小中高一貫教育校教育内容等検討委員会の報告を取りまとめるため、検討委員会を6回開催した。

## ＜今後の取組の方向性＞

都立小中高一貫教育校教育内容等検討委員会における検討内容を取りまとめ、報告書を公表する。また、報告書を踏まえて課題を更に検討し、都立小中高一貫教育校の設置に向けて、準備を着実に進めていく。

## ◆都立国際高等学校における海外大学進学希望者への支援の促進（都立学校教育部）

## ＜施策の取組状況＞

公立高校初となる国際バカロレア（ディプロマ・プログラム）の認定を取得（平成27年5月）した都立国際高等学校において、国際バカロレアコースの生徒に対し、1年次はディスカッションなどを重視した、双方向型による授業を英語で実施し、2年次では、ディプロマ・プログラムの学習を通して、探究心をより一層培うとともに、高い知性と幅広い教養、自らの意見を的確に発信する力、鋭い国際感覚、豊かな人間性を育成する教育を実施した。

また、国際バカロレアコースを周知するため、パンフレットを作成・配布するなど、広報活動を行った。

## ＜成果＞

平成29年度入学者選抜（第3期生）では、募集人員20名に対して93名の応募があった（応募倍率4.65倍）。

## ＜課題・今後の取組の方向性＞

国際バカロレアコースの生徒が、海外大学への進学資格が得られるフルディプロマ認定資格を確実に取得できるよう、支援していく。また、海外大学進学指導のノウハウを蓄積し、生徒の海外大学進学への支援を促進していく。

あわせて、教育スタッフの育成や学習環境等の整備・充実を推進していく。

## ◆「次世代リーダー育成道場」の充実（指導部）

## ＜施策の取組状況＞

## 1 取組概要

## (1) 狙い

「次世代リーダー育成道場」では、国際社会に生きる日本人を育成するため、生徒が社会の一員であることを自覚し、社会に貢献する意欲や態度を高めるとともに、様々な課題に対して積極的に取り組むことができる資質・能力を育むための教育を推進する。この事業は、世界を舞台に活躍する国際感覚豊かな若者を東京から輩出するための仕組みであり、将来、様々な分野や組織で活躍し、日本や東京の未来を担う人材になろうという高い志を持った都立高校生等を、研修・留学を通じて大きく成長させることを狙いとしている。

## (2) 育てたい人物像

グローバル社会において、自立し、リーダーとして活躍できる広い視野や的確に自分の考えを表現できるなどの高い英語力、チャレンジ精神や使命感など、新しい時代が求めている資質・能力を身に付けている人物

## (3) 平成28年度「次世代リーダー育成道場」の仕組み

平成28年度の「次世代リーダー育成道場」は、①国内事前研修 ②留学 ③国内事後研修から構成される。留学の派遣時期により、A、B二つのコースを設定

A（冬出発）コース：約6か月の事前研修の後、冬に約1年間の留学に出発

B（夏出発）コース：約1年間の事前研修の後、翌年度の夏に、約1年間の留学に出発

## 2 実施状況 募集人数・応募状況

### (1) 平成28年度実績（5期生）

区分	合格者数（応募者数）	Aコース	Bコース
指定校特別推薦	29（29）	7	22
学校特別推薦	46（53）	38	8
一般推薦	125（218）	55	70
合計	200（300）	100（173）	100（127）

### (2) 事前研修

英語研修（英語実践演習、英語による講義、留学生との交流）、各界のリーダーによる講義、個人研究、見学・体験（日本の歴史、日本の伝統・文化など）

### (3) 留学プログラム

Aコース：オーストラリア・クイーンズランド州（60名）平成29年1月20日から同年11月まで  
ニュージーランド・ウェリントン等（40名）平成29年1月27日から同年11月まで

Bコース：アメリカ合衆国・アリゾナ州等（80名）平成29年8月から平成30年6月まで

カナダ・ブリティッシュコロンビア州（20名）平成29年8月から平成30年6月まで

### (4) 事後研修

合同研修会、成果発表会、英語力の測定

### (5) 普及・啓発

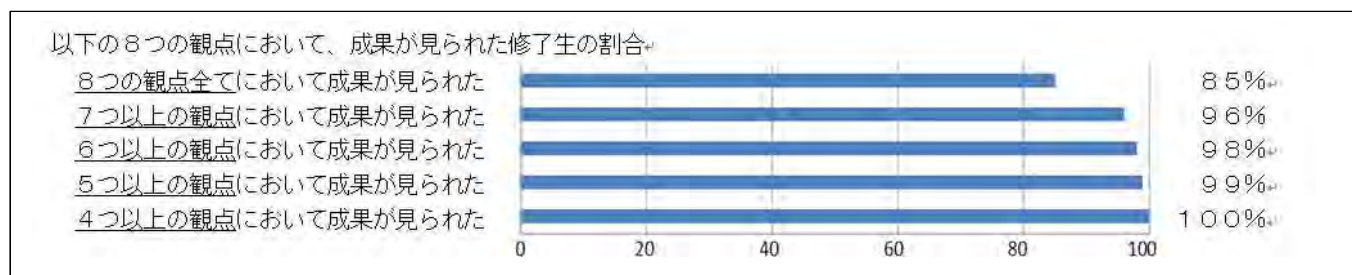
留学フェア、フォーラム、ウェブページ、講座の公開

## <成果>

平成28年度に全てのプログラムを修了した第3期生を対象として、グローバル人材として必要な資質・能力等、八つの観点について成果検証を行い、次の成果を得た。

- ①英 語 力…留学を通してSLEPテスト（リーディングとリスニングの合計）の得点が向上した修了生の割合 98%
- ②コミュニケーション能力…コミュニケーション能力が高まった修了生の割合 99%
- ③主体性・積極性…主体性や積極性が高まった修了生の割合 99%
- ④協調性・柔軟性…協調性や柔軟性が高まった修了生の割合 99%
- ⑤責任感・使命感…責任感や使命感が高まった修了生の割合 89%
- ⑥異文化に対する理解…異文化に対する理解が深まった修了生の割合 99%
- ⑦日本人としてのアイデンティティ…日本人としてのアイデンティティが高まった修了生の割合 96%
- ⑧将来の展望…「将来の夢や方向性、就きたい職業や進路等が明確になった」と回答した修了生の割合 98%

また、次のグラフのとおり、85%の修了生に、本事業で育てたい資質・能力等八つの観点全てについて、成果が見られた。さらに、全修了生に、八つの観点のうち四つ以上の観点について、成果が見られた。



#### <課題>

- 1 世界や日本の将来を担うリーダーとして必要な資質・能力の素地をバランス良く持っている研修生を確保すること。
- 2 留学時における研修生の英語力を一層向上させること。
- 3 本プログラムを通して変容した研修生の資質・能力について、よりの確に把握すること。
- 4 危機管理体制を一層充実させること。

#### <今後の取組の方向性>

- 1 世界や日本の将来を担うリーダーとして必要な資質・能力の素地をバランス良く有している研修生を確保するために、日本語面接及び英語面接の充実を図る。
- 2 所属校との連携を強化するとともにオンラインメンター等を活用した事前研修の充実により英語力向上を図り、現地校での学びを一層充実させる。
- 3 修了生及び所属校に対する成果検証を継続して実施するとともに、留学アセスメントや特別プログラム等における聞き取り調査結果を活用することで、本事業の成果と課題を把握し事業の充実につなげる。
- 4 毎月実施する危機管理幹事会において、研修生及び現地機関からの留学状況報告書を基に、研修生の留学状況や必要な対応を協議し、研修生の留學生活の充実に資する。

### ◆国際協力機構（JICA）と連携した「東京グローバル・ユース・キャンプ」の実施（指導部）

#### <施策の取組状況>

国際社会の一員としての自覚や、社会に貢献する意欲と主体的な行動力を持つ人材の育成を目的として、都立高等学校及び都立中等教育学校（後期課程）の生徒（100名）に対し、JICAと連携した研修プログラム（事前研修、宿泊研修、事後研修及び報告会）を実施した。

#### 1 募集及び応募状況 [単位：人]

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
募集人数	100	100	100
応募人数	137	169	150

## 2 平成28年度 宿泊研修参加者内訳

[単位：人]

I期								II期								合計	
1年生		2年生		3年生		4年生		1年生		2年生		3年生		4年生			
17		30		3		0		24		24		2		0		100	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
2	15	6	24	0	3	0	0	4	20	3	21	0	2	0	0	15	85

## 3 研修プログラム

- (1) 事前研修（教職員研修センター）平成28年7月3日（日）

入校式、オリエンテーション、講義等（国際貢献や青年海外協力隊について）、語学テスト

- (2) 宿泊研修

第I期、第II期とも2グループ（25名ずつ）に分かれ、長野県駒ヶ根・福島県二本松の青年海外協力隊訓練所において研修を行う。

（日程）第I期 平成28年8月15日（月）～8月20日（土）50名

第II期 平成28年8月23日（火）～8月27日（土）50名 ※台風の影響により1日減

入所式、オリエンテーション、ワークショップ（「理想の街づくりに挑戦」、「SDGs（持続可能な開発目標）について考えよう」、「豊かさってなんだろう」、「挑戦！海外青年協力隊」、「若者宣言」）、語学ワークショップ、青年海外協力隊員との交流活動、退所式

- (3) 事後研修（教職員研修センター）平成28年9月25日（日）

研修のまとめ、成果発表会に向けた準備（アクション・プラン、若者宣言等）

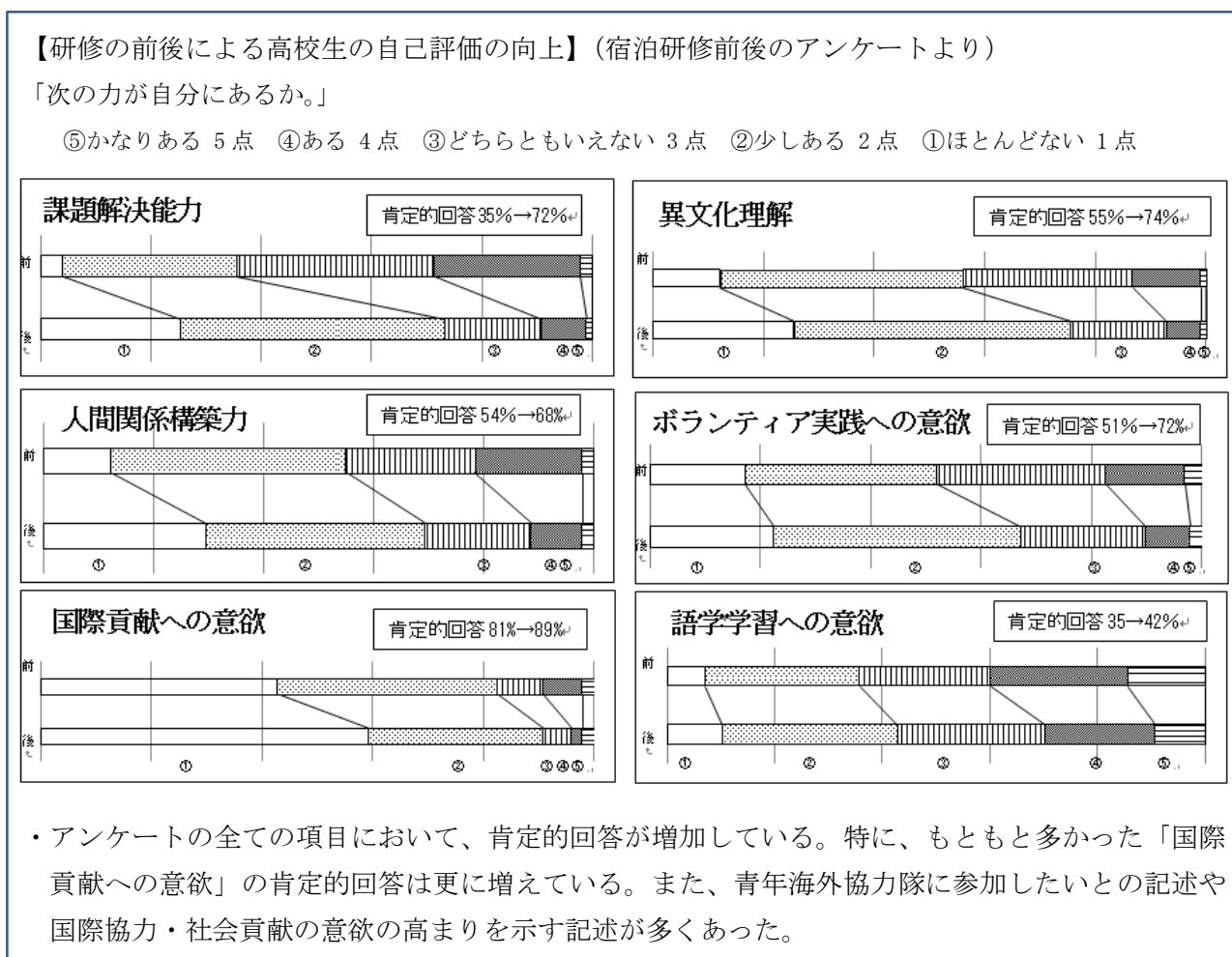
- (4) 報告会（教職員研修センター）平成28年10月23日（日）

研修成果報告会・修了式

- ・修了証書授与
- ・研修成果の発表（研修報告、アクション・プラン、若者宣言）
- ・協力隊経験者によるパネルトーク

<成果>

1 次のとおり、研修生の青年海外協力隊等の国際協力・社会貢献への意欲が向上した。



2 各研修生が得た経験や考えたことについて、報告会等で自ら発信した。

<課題>

新たな研修の開発、座学に偏らない研修全体計画など、プログラムの一層の充実を図ることが必要である。

<今後の取組の方向性>

JICA及びJOCAと連携を取りながら、新たな研修プログラムの開発や研修全体計画の一層の充実を図り、研修生の異文化理解やボランティア実践への意欲、国際貢献への意欲等を高める。

## ◆高等学校における姉妹校交流の拡大（指導部）

### 1 姉妹校交流推進校

#### <施策の取組状況>

グローバル人材育成の一層の促進を図るため、海外の高校等と姉妹校交流を積極的に推進する先導的  
学校 29 校を「姉妹校交流推進校」として指定し、姉妹校交流に必要な教育環境の整備等の支援を実施し  
た。

- ・平成 28 年度姉妹校交流推進校（29 校）

日比谷、飛鳥、小平、国際、千早、西、深川、戸山、杉並総合、北園、国分寺、  
青梅総合、狛江、井草、千歳丘、杉並、鷺宮、町田、板橋有徳、科学技術、三田、大島、  
小石川中等、三鷹中等、立川国際中等、南多摩中等、富士、武蔵、永福学園

#### <成果>

姉妹校交流推進校を含め、計 35 の都立学校が海外の学校との姉妹校交流先を確保した。

#### <課題>

新たな交流校・交流地域の開拓やマッチング支援、交流の充実・継続に向けた環境整備を引き続き行  
っていく必要がある。

#### <今後の取組の方向性>

都教育委員会による海外教育機関等との更なる連携やより良い交流の在り方の検討、交流実施に伴う  
経費支援等を行い、都立学校における姉妹校交流の更なる拡充を図る。

### 2 留学生の受入れ拡大

#### <施策の取組状況>

都立高校等における留学生の受入拡大を促進するため、都教育委員会が主体となって行う留学生受入  
れ事業を実施した。

#### <成果>

平成 29 年 1 月 9 日（月・祝）から同月 18 日（水）までの 10 日間、オーストラリアからの生徒 23 名  
を都立高等学校等 6 校で受け入れた。また、1 月 15 日（日）は、都教育委員会において留学生を対象と  
し、都内の散策や日本文化体験などのイベントを実施した。

#### <課題>

更なる受入拡大を図るため、受入先となる学校やホストファミリーの確保について検討していく必要  
がある。

<今後の取組の方向性>

「東京体験スクール」の実施など、留学生及び受入側の高校の生徒双方にとって魅力あるインバウンド留学を実現していく。

◆都立中高一貫教育校における教育内容の充実（都立学校教育部）

<施策の取組状況>

外部有識者等で構成する「都立白鷗高等学校・附属中学校の教育内容の充実に係る検討委員会」を設置し、都立白鷗高等学校・附属中学校の教育内容を更に充実させるための教育課程等について検討を行った。

<成果>

平成 29 年 3 月に、「都立白鷗高等学校・附属中学校の教育内容の充実に係る検討委員会報告書」を取りまとめ、公表した。

<今後の取組の方向性>

検討委員会の報告書を踏まえ、新たな教育内容の平成 30 年度実施に向けた準備を着実に進めていく。



## &lt;東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）&gt;

柱	知	取組の方向	2 世界で活躍できる人材の育成
主要施策	5	日本人としての自覚と誇りの <sup>かん</sup> 涵養	

【平成28年度予算額：182,905千円 決算額：98,314千円 従事職員数8人（指導主事8人）】

## ◆日本人としてのアイデンティティを備えた国際社会に生きる日本人の育成（指導部）

## 1 日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度の育成

## &lt;施策の取組状況&gt;

国際社会で活躍する人材の育成に向けて、外部人材の活用等を通して日本の伝統・文化に関する取組や、外国人と積極的に関わる機会を推進する伝統・文化教育推進校を指定し、その取組を支援してきた。

- ・推進校数：小学校141校、中学校49校、高等学校50校、特別支援学校10校

合計250校

- ・指定期間：平成28年度から2年間
- ・外部人材の活用を通じた日本の伝統・文化に関する教育活動の充実
- ・外国人との文化交流体験の推進

都立高校200校に配置されている、JETプログラムによる英語等指導助手（以下「JET青年」という。）との交流活動地域の外国人との交流活動

## &lt;成果&gt;

- ・専門家等を招へいし、体験活動を行った延べ回数  
1,588回（1校当たり平均約6.4回）
- ・JET青年等の外国人と交流活動を行った延べ回数  
1,599回（1校当たり平均約6.4回）

教育課程内での交流回数 1,165回

小学校（国語、社会、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動 等）

中学校（国語、社会、理科、音楽、美術、保健体育、外国語、総合的な学習の時間、特別活動 等）

高等学校（音楽、国語、特別活動、総合的な学習の時間、英語、学校設定科目 等）

特別支援学校（音楽、算数・数学、家庭、総合的な学習の時間、自立活動、作業学習、生活単元学習 等）

教育課程外での交流回数 434回

（茶道、和太鼓、書道、華道、お囃子、盆踊り、むかし遊び（けん玉・メンコ）、七夕、百人一首、折り紙、能楽、相撲、尺八、餅つき、合唱 等）

- ・我が国や郷土の伝統・文化のうち、興味や関心を持っている児童・生徒について
  - 「詳しく調べてみたい」と肯定的に回答した児童・生徒 69.2%
  - 「たくさん体験してみたい」と肯定的に回答した児童・生徒 76.7%
- ・我が国や郷土の伝統・文化を、外国人等に紹介することができる児童・生徒について
  - 「地域や周りの人に、説明することができる」と肯定的に回答した児童・生徒の割合 48.2%
  - 「外国の人に、説明することができる」と肯定的に回答した児童・生徒の割合 37.5%
- ・伝統・文化についての理解が深まった児童・生徒について
  - 学校で専門家から日本（地域）の伝統・文化について教わったことがあると回答した児童・生徒のうち、
  - 「専門的な理解が深まった」と肯定的に回答した児童・生徒の割合 91.0%
  - 「専門的な技術が高まった」と肯定的に回答した児童・生徒の割合 81.0%

#### <課題>

- ・推進校における、外部人材の更なる活用
- ・JET青年等の外国人との交流における、日本の良さを発信する能力や態度を育成する更なる取組の推進

#### <今後の取組の方向性>

- ・年度当初の連絡協議会において、先進的な取組を行っている推進校から、外部の専門家等の招へい実績のある方法を周知する等、推進校の外部人材の更なる活用を支援する。
- ・児童・生徒の日本の良さを発信する能力や態度を育成に向け、学校が児童・生徒と地域・JET青年等と交流をする機会等を意図的に設定するよう指導・助言する。

## 2 都立高等学校における伝統芸能鑑賞教室

### <施策の取組状況>

都立高校生一人一人が、日本の伝統・文化に興味や関心を持つとともに、我が国の伝統芸能に親しみ、理解を深め、その内容を他者に発信していく力を身に付けることを目的とする。平成28年度から30年度までに、全ての都立高等学校（全日制）、都立中等教育学校（後期課程）、希望する定時制・通信制に通う生徒が、在学中に一度は日本の伝統芸能鑑賞教室に触れる機会を設定する。

- (1) 学校独自の伝統芸能鑑賞教室を計画・実施  
平成28年度52校で実施
- (2) 都教育委員会が提供する伝統芸能鑑賞教室を校内で実施  
平成28年度は上記(1)の52校中16校を試行校として指定  
(11月以降の実施で、費用が生徒一人当たり2千円程度である学校。費用は都が負担)
- (3) 都教育委員会が提供する外部会場での伝統芸能鑑賞教室を実施  
平成28年度伝統芸能鑑賞教室 野村万作 狂言の世界（参加生徒 約2,800名）

### <成果>

参加高校生に対して、日本の伝統芸能の第一人者による本物の演技を見せることにより、伝統・文化の素晴らしさを実感させることができた。

○平成28年度日本の伝統芸能鑑賞教室 野村万作 狂言の世界 事後アンケート結果(790名)

・「日本の伝統芸能」に対する興味を持った生徒→約85%

・「日本の伝統芸能の良さ」についての意見

「言葉は難しかったが、音や身振りで理解できた。」

「時代が進んでも、決して色あせることがなく、言語の壁を越えて世界でも通じると感じた。」

「日本の心を感じ、心が穏やかになった。」

○平成28年度日本の伝統芸能鑑賞教室(学校実施)アンケート結果(事前7,435名、事後6,681名)

		事前	事後	成果
①	日本の伝統芸能について興味を持っている	35%	82%	47ポイント増
②	日本の伝統芸能の良さについて、理解している	43%	67%	24ポイント増

### <課題>

・継続して、一流の実演家による本物の演技を適切な規模の会場で実施するための、日時、実演者の選定、会場の確保の調整を図る必要がある。

### <今後の取組の方向性>

(1) 学校独自の伝統芸能鑑賞教室を計画・実施

平成29年度31校で実施予定

(2) 都教育委員会が提供する伝統芸能鑑賞教室を校内で実施

平成29年度は上記(1)の31校中19校で実施予定

(3) 都教育委員会が提供する外部会場での伝統芸能鑑賞教室を実施

ア 平成29年度伝統芸能鑑賞教室 東儀秀樹 雅楽の世界(仮称)

イ 平成29年10月6日(金)、平成29年11月27日(月)

ウ 東京国際フォーラムホールC、東京文化会館大ホール

エ 参加予定生徒数 7,500名

## ＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	徳	取組の方向	3 社会的自立を促す教育の推進
主要施策	6	人権教育の推進	

【平成28年度予算額：44,764千円 決算額：39,245千円 従事職員数9.5人（指導主事6人）】

## 人権教育の推進（総務部・地域教育支援部・指導部）

## 1 人権教育に関する研修・啓発・研究の推進

## (1) 指導資料「人権教育プログラム（学校教育編）」作成

## ＜施策の取組状況＞

学校における人権教育の実践的な手引である「人権教育プログラム（学校教育編）」を作成し、公立学校の全教職員及び教育機関に配布した。

- ・ 年1回発行：64,500部、配布先：公立学校全教職員 等

年度	24	25	26	27	28
実績	63,500部	63,500部	63,500部	63,500部	64,500部

## ＜成果＞

人権教育プログラムの作成・配布を通して、都教育委員会の人権教育についての考え方や学校における人権教育の進め方について啓発を図ることができた。また、全ての人権尊重教育推進校において、人権教育プログラムを活用した研修等を実施することができた。

## ＜課題＞

人権教育プログラムの内容の充実と学校における活用が課題である。

## ＜今後の取組の方向性＞

人権に関する情報の収集に努め、資料の内容を充実させる。

具体的な活用場面を想定し、区市町村教育委員会や各学校に活用を働き掛けていく。

## (2) 人権教育研究協議会

## ＜施策の取組状況＞

都内全ての公立幼稚園・学校の園長・校長、副園長・副校長、主幹教諭・主任教諭・教諭等、指導主事など、職層に応じて人権教育研究協議会を開催した。

- ・ 年間開催数：28回、参加者数：7,267人

年度	24	25	26	27	28
実績	6,990人	7,310人	7,374人	7,262人	7,267人

**<成果>**

人権教育の内容や方法について、研究・協議を行い、人権課題への正しい理解と認識を深めることができた。園長・校長対象、副園長・副校長対象については、90%以上の参加を得ることができた。主幹教諭等対象、進路指導担当教諭等対象については、学校数の90%以上の参加を得ることができた。

**<課題>**

学校における人権課題に関する取組の充実が課題である。

**<今後の取組の方向性>**

人権課題に関わる国や東京都の動向に関する最新情報を収集し、学校等の実態を踏まえた内容とし、講師の講演や主任指導主事等の講義内容を充実させることにより、学校の取組を充実させる。

**(3) 人権教育指導推進委員会****<施策の取組状況>**

区市教育委員会等の指導主事を対象に、様々な人権課題に関する理解を深めるための研究・協議を行う「人権教育指導推進委員会」を実施した。

- ・ 年間開催数：4回

年度	24	25	26	27	28
実績	6回	6回	5回	4回	4回

**<成果>**

各人権課題に関する講義や協議等を通して、指導主事等が、様々な人権課題に関する理解を深めることができた。

**<課題>**

指導主事等が、各区市等において、人権課題等について学校等への指導・助言を適切に行うことができるようにすることが課題である。

**<今後の取組の方向性>**

委員会の内容を工夫することにより、学校への具体的な指導・助言に生かせるようにする。

**(4) 人権尊重教育推進校の設置****<施策の取組状況>**

ア 小学校31校、中学校14校、義務教育学校1校、中等教育学校1校、都立学校5校を人権尊重教育推進校に指定し、東京都の実態に即して、学校や地域における人権教育の推進上の諸課題に系統的、組織的に取り組んだ。

イ 人権尊重教育推進校の研究・実践を地域の学校に広めるために、ブロック別連絡会を開催して成果

の報告や情報交換を行った。

- ・ ブロック別連絡会の年間開催数：29回、参加者数：5,365人

年度	24	25	26	27	28
実績	28回 4,076人	31回 4,220人	28回 4,743人	28回 4,853人	29回 5,365人

#### <成果>

人権尊重教育推進校では、同和問題をはじめ様々な人権課題を取り上げた実践を行い、人権課題に関わる差別意識の解消を図るための教育を推進することができた。また、全ての人権尊重教育推進校で、「人権教育を通じて育てたい資質・能力」を設定し、授業研究を行った。ブロック別連絡会では、各校の取組をそれぞれの地域に広げることができた。

#### <課題>

各人権尊重教育推進校における人権課題への取組をより一層充実させ、他の学校へ普及・啓発を図ることが課題である。

#### <今後の取組の方向性>

各人権尊重教育推進校の担当指導主事が、年度当初に学校の実態を的確に把握し、それぞれの学校の課題を踏まえた指導・助言及び資料提供を行っていく。

### (5) 人権教育資料センターの運営

#### <施策の取組状況>

教職員研修センター内の人権教育資料センターに、人権に関する各種資料、教材等を適切に収集・整備した。また、人権教育に関する基礎的研究を実施し、人権教育推進の支援を行った。

- ・ 今年度に収集・整備したDVD教材及び書籍数：DVD教材33本、書籍109冊

年度	24	25	26	27	28
実績	44本 92冊	31本 104冊	64本 104冊	48本 93冊	33本 109冊

#### <成果>

人権教育に関する研修会をはじめとする様々な機会を通じて、ビデオ教材等の活用に関する広報を行い、都内公立学校での活用を促進した。また、東京都人権施策推進指針に示された新たな人権課題に関わるDVD教材及び書籍を収集し、研修における情報提供に役立てた。

#### <課題>

東京都人権施策推進指針に示された新たな人権課題や、学校のニーズに沿ったDVD教材や書籍等の資料の収集・整備を更に行っていく必要がある。

### ＜今後の取組の方向性＞

今後もホームページや研修会等、様々な場で人権教育資料センターの広報を行い、都内公立学校でのビデオ教材等の活用を推進する。

#### (6) 人権啓発学習資料「みんなの幸せをもとめて」の作成

##### ＜施策の取組状況＞

社会教育における啓発学習資料である「みんなの幸せをもとめて」を作成し、社会教育関係団体指導者及び社会教育関係職員等に配布した。

- ・ 年1回発行 105,000 部
- ・ 配布先 社会教育関係機関、都内国公立小・中・高等学校（PTA）等

年度	24	25	26	27	28
実績	105,000 部	105,000 部	105,000 部	105,000 部	105,000 部

##### ＜成果＞

都教育委員会が実施する「教育庁等職員・学校事務職員等課題研修」、「人権学習指導者研修」、区市町村教育委員会・PTA等の研修・講座・学習会等で活用された。

##### ＜課題＞

人権啓発学習資料の一層の活用促進が課題である。

### ＜今後の取組の方向性＞

人権啓発学習資料の活用を促進していくために、研修等を通じて、その活用を働き掛けていく。

#### (7) 人権学習教材ビデオの制作（隔年制作）

##### ＜施策の取組状況＞

人権学習教材ビデオ検討委員会を開催し、ビデオ制作の基本方針やその内容の方向性等について検討し、その成果を人権学習教材ビデオの制作（隔年制作）に向け、反映させた。

- ・ 年間開催数：検討委員会 3回 委員7人

年度	24	25	26	27	28
実績	4回 (企画)	5回 1,650本	3回 (企画)	5回 1,650本	3回 (企画)

##### ＜成果＞

平成29年度人権学習教材ビデオの制作に向け、ビデオ制作の基本方針等について効果的に検討ができ、反映することができた。

**<課題>**

東京都の施策動向等を踏まえた人権学習教材ビデオの内容を一層充実させ、活用促進を図ることが課題である。

**<今後の取組の方向性>**

人権課題に関わる国や東京都の施策動向（オリンピック・パラリンピック、いじめ問題、拉致問題等）を踏まえ、人権学習教材ビデオの内容を一層充実し、その活用を促進していく。

**(8) 人権学習指導者研修****<施策の取組状況>**

社会教育関係指導者等を対象に、様々な人権課題に対する正しい理解と認識を深めるための研修を実施した。

- ・ 年間開催数 一般研修 10回、専門研修 8回、 合計 18回

参加者数 724人

年度	24	25	26	27	28
実績	719人	908人	790人	815人	724人

**<成果>**

人権学習に関わる内容・方法等についての講義等を行い、様々な人権課題に対する正しい理解と認識を深めることができた。

**<課題>**

人権課題に関わる国や東京都の施策動向等を踏まえた研修内容・方法等の一層の充実が課題である。

**<今後の取組の方向性>**

人権課題に関わる国や東京都の施策動向等を踏まえ、時宜に合った内容及び新しい人権課題等を取り入れるなど、区市町村教育委員会等の実態を踏まえながら研修内容・方法等を充実させていく。

**(9) 人権学習の促進事業****<施策の取組状況>**

区市町村の人権学習の促進を図るため、区市町村における人権教育事業の学習内容・方法等の傾向を調査・分析するとともに、人権教育プログラム編成の手順・運営方法等を中心に調査研究を行い、その成果を報告書として作成し、区市町村教育委員会等へ配布した。

- ・ 調査研究委員会 年間開催数 5回 委員3人
- ・ 報告書（「平成28年度人権教育推進のための調査研究事業報告書」）の作成

500部



- 配布先 区市町村教育委員会社会教育関係機関等

年度	24	25	26	27	28
実績	500部	500部	500部	500部	500部

#### <成果>

区市町村人権教育事業実施状況調査（平成27年度実績）の分析・考察や人権教育プログラムを企画するための視点やそのプログラム編成の手順・運営方法等を中心に調査研究を行い、その成果を報告書にまとめ、区市町村教育委員会等へ普及・啓発することができた。

#### <課題>

人権教育推進のための調査研究事業報告書の一層の活用促進が課題である。

#### <今後の取組の方向性>

人権教育推進のための調査研究事業報告書の活用を促進していくために、研修等を通じて、その活用を働き掛けていく。

## ＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	徳	取組の方向	3 社会的自立を促す教育の推進
主要施策	7	道徳心や社会性を身に付ける教育の推進	

【平成28年度予算額：23,943千円 決算額：20,315千円 従事職員数6人（指導主事6人）】

## ◆道徳の教科化に向けた先行的な取組の推進（指導部）

## ＜施策の取組状況＞

## 1 東京都道徳教育推進教師養成講座の実施

- 平成26年度から28年度までの3か年で、都内全ての公立小・中学校等から、1名の道徳教育推進教師が講座に参加した。
- 講座では、講義や演習、発表等を通して、道徳教育の在り方や資料の捉え方等について理解を深めるとともに、他の教員に指導のポイントをアドバイスできるよう資質の向上を図った。
- 講座受講者は、講座終了後に所属校で授業実践を行うとともに、校内研修会等において講座の内容等について他の教員に周知する。

【1日目】 平成28年8月3日・4日 午前9時30分～午後4時40分  
国立オリンピック記念青少年総合センター

【2日目】 平成28年8月8日 午前の部（午前9時30分～午後0時30分）  
午後の部（午後1時40分～午後4時40分）  
なかのZERO 小ホール

【受講者数】 小学校教員 597名 中学校教員 217名 計 814名

## 2 東京都道徳教育推進拠点校事業（平成28年度新規 平成29年度までの2年間）

- 都内公立小・中学校等106校（小学校53校 中学校53校）を拠点校に指定
- 「特別の教科 道徳」の指導内容、「考える道徳」、「議論する道徳」の実践研究
- 区市町村教育委員会と連携、域内の教員参加による研究協議会の開催
- 校長、教員、PTA及び地域の健全育成関係者等の代表による道徳教育推進協議会の開催
- 平成28年度 東京都道徳教育推進拠点校研究報告書（中間報告）作成・配布（平成29年3月）

## 3 「特別の教科 道徳」授業力向上セミナーの実施

- 『特別の教科 道徳』移行措置対応 東京都道徳教育教材集」を活用した、「考える道徳」、「議論する道徳」の授業実践を公開（小・中学校で計13回実施）
- 参加人数545名

<成果>

「東京都道徳教育推進教師養成講座」受講者アンケート結果

①本講座の目的や道徳教育推進教師の役割が理解できた。	とてもそう思う・そう思う…95.7%
②道徳の時間の授業の組み立て方や資料の捉え方が理解できた。	とてもそう思う・そう思う…99.5%
③道徳の授業改善へ向けた、他の教員への助言に生かせる内容であった。	とてもそう思う・そう思う…97.7%

「特別の教科 道徳」授業力向上セミナー受講者アンケート結果

①「特別の教科 道徳」の指導内容や指導方法の工夫について理解できた。	よく理解できた・理解できた…98.0%
②「考える道徳」、「議論する道徳」を実践するための指導のポイントについて理解できた。	よく理解できた・理解できた…96.7%
③道徳の時間の評価の考え方について理解できた。	よく理解できた・理解できた…93.6%

<課題>

- ・ 小・中学校等における道徳の教科化に向けた、各学校における先行した取組を推進し、道徳教育の一層の充実を図ることが課題である。

<今後の取組の方向性>

- ・ 「東京都道徳教育推進拠点校」の設置により、小・中学校等における道徳の教科に向けた、各学校における先行した取組を推進し、道徳教育の一層の充実を図る。
- ・ 小・中学校等の道徳教育推進教師等を対象としたカンファレンスを実施し、各学校における組織的な道徳教育推進体制・指導体制の確立を図るとともに、道徳教育推進教師の道徳教育に関する指導力の向上を図る。

◆高等学校における新教科「人間と社会」の実施（指導部）

<施策の取組状況>

これまで都立高等学校等で実施していた教科「奉仕」の成果を踏まえ、人間としての在り方生き方に関する新教科「人間と社会」を設定し、全都立高等学校及び全都立中等教育学校で実施した。

道徳性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、社会的現実にも照らし、より良い生き方を主体的に選択し行動する力の育成を図るために、以下の取組を実施した。

- ・ 各校の推進者の育成を図るため、年3回の研修会を実施（第1回概要説明、第2回アクティブ・ラーニングの手法の学習、第3回実践事例報告）
- ・ 実施状況調査により各校の課題を把握
- ・ 全都立学校全課程に対して実施状況調査を実施（年度末）

### <成果>

第1回、第2回の推進者研修会でアクティブ・ラーニング型の指導の普及を図り、第3回の推進者研修では、青井高校、墨田川高校、翔陽高校から以下の実践報告があり、アクティブ・ラーニング型の指導の有効性に対する理解が深まった。

- ・青井高校 外部と連携した体験的活動を中心とした学習
- ・墨田川高校 個人作業とグループワークを組み合わせた学習活動
- ・翔陽高校 自分たちと地域社会のつながりを「ダイアグラム」で表現する活動

### <課題>

- ・教科書の補助教材の開発、指導と評価の在り方について検討が必要である。
- ・推進者研修を通して各校の指導と評価の充実を図る必要がある。

### <今後の取組の方向性>

- ・ルビ付きのテキストデータ、指導資料増補版、OPPシートを各校へ配布し、研修を通して普及と活用を図る。

## &lt;東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）&gt;

柱	徳	取組の方向	3 社会的自立を促す教育の推進
主要施策	8	社会的・職業的自立を図る教育の推進	

【平成 28 年度予算額：277,886 千円 決算額：220,015 千円 従事職員数 12 人（指導主事 8 人）】

## ◆小・中学校におけるキャリア教育の推進（指導部）

## &lt;施策の取組状況&gt;

全ての中学校で職場体験活動等の取組を実施する。また、法律専門家と連携した研究授業を年 6 回実施し、内 3 回を一般に公開した。さらに、関係機関と連携しながら租税教育等も含めた系統的なキャリア教育を推進した。

## &lt;成果&gt;

諸事業における効果測定結果

- 1 中学生の職場体験：平成 27 年度 100%→ 平成 28 年度 100%
- 2 法律専門家と連携した研究授業の実施：年 6 回（内 3 回は一般に公開）  
一般公開授業への教員の参加：50 人
- 3 「東京都金融・金銭協議会」への教員の参加：44 人

## &lt;課題&gt;

法律専門家と連携した研究授業や「東京都金融・金銭協議会」への教員の参加の拡大

## &lt;今後の取組の方向性&gt;

法律専門家と連携した研究授業の充実や関係研究団体との連携強化

## ◆高等学校におけるキャリア教育の推進（指導部）

## &lt;施策の取組状況&gt;

- 1 高校生一人一人が、人としての生き方の指針となる様々な価値観に対する考えを深め、行動する力を育成するために、全都立高等学校及び全都立中等教育学校において必履修教科として新教科「人間と社会」を実施した。
- 2 生徒に望ましい勤労観、職業観を育成するため、国際ロータリーとの連携によるインターンシップ事業を実施した。（実施希望校 22 校 1,959 名）
- 3 高等学校における進路指導の改善と充実に資することを目的として、掲載する実践事例を 1 校から 2 校に増やした高等学校進路指導資料を作成し、都立高等学校等の全教職員へ配布した。
- 4 生徒に良識のある公民として必要な能力と態度を育成するために、主権者教育の充実に関する研修会を実施するとともに、主権者教育に関わるリーフレットを配布した。

**<成果>**

- 1 第1回、第2回の推進者研修会でアクティブ・ラーニング型の指導の普及を図り、第3回の推進者研修では、青井高校、墨田川高校、翔陽高校から以下の実践報告があり、アクティブ・ラーニング型の指導の有効性に対する理解が深まった。
  - ・青井高校 外部と連携した体験的活動を中心とした学習
  - ・墨田川高校 個人作業とグループワークを組み合わせた学習活動
  - ・翔陽高校 自分たちと地域社会のつながりを「ダイアグラム」で表現する活動
- 2 国際ロータリーと連携したインターンシップの実施を通じた生徒の気付きを促す取組が評価され、赤羽商業高校がキャリア教育優良校として文部科学省より表彰された。
- 3 第24回参議院議員通常選挙では、東京都の18歳の投票率が全国1位となった。

**<課題>**

- 1 「人間と社会」については、教科書の補助教材の開発、評価の在り方について検討が必要である。
- 2 国際ロータリーとの連携によるインターンシップ事業については、参加校が固定化してきているので、新規に参加する高等学校等を増やす方策の検討が必要である。
- 3 主権者教育に関して、公民科担当及び地理歴史科担当教員に加えて、学校全体で取り組む体制づくりが必要である。

**<今後の取組の方向性>**

- 1 都立高等学校等におけるキャリア教育の充実させるため、「人間と社会」の推進者研修において優れた取組の報告を実施する。
- 2 国際ロータリーとの連携によるインターンシップ実施校を増加させる取組を行う。
- 3 模擬選挙の体験学習等を用いた主権者教育の実践報告を研修会で実施する。
- 4 生徒が現実の政治的事象に触れる機会を増やすとともに、教員が主権者教育のための教材として活用する環境を整備するため、全国紙等6紙を全都立学校等の図書室に配置する。

**◆小・中学校における防災教育の推進（指導部）****<施策の取組状況>**

発生が予測される首都直下地震などの自然災害発生時において、児童・生徒が「自助」、「共助」の精神に基づき適切に行動できるように、防災ノート「東京防災」を都内の公立、私立・国立の小・中学校等に配布するとともに、学校と家庭が一体となった防災教育の一層の充実を図るため、「親子防災体験」（小学校等対象）及び「防災標語コンクール」（中学校等対象）を新たに実施した。

- ・ 防災ノート「東京防災」作成・配布数

小学校1～3年生版	第1学年の児童に配布	136,600部
小学校4～6年生版	第4学年の児童に配布	132,600部
中学校版	第1学年の生徒に配布	141,900部

・ 防災ノートの活用促進

	対象	内容
親子 防災体験	都内全公立・私立小学校、特別支援学校(小学部)及び義務教育学校(前期課程)の児童及びその保護者	防災体験施設において、防災ノート「東京防災」を活用して児童と保護者が共に防災体験(地震体験、消火体験等)を行う。
防災標語 コンクール	都内全公立中学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(中学部)及び義務教育学校(後期課程)の第1学年 全生徒	防災ブック「東京防災」や防災ノート「東京防災」を活用した学習を通して学んだことを踏まえ、生徒が防災標語を考える。

(親子防災体験の実施施設) 都内7か所の防災体験施設  
 東京消防庁都民防災教育センター(池袋防災館、本所防災館、立川防災館)、東京消防庁消防博物館、そなエリア東京、しながわ防災体験館、東京都北区防災センター

## <成果>

### 1 防災ノートの活用促進

親子防災体験や防災標語コンクールの取組により、各学校において、避難訓練の事前・事後指導、各教科の授業、学校活動(ホームルーム活動)、朝の会・帰りの会などの日常的な学校生活における様々な場面で、防災ノートの活用が図られた。

(1) 親子防災体験の実施者数(参加児童数)

当初予定 2,500人 ⇒ 平成28年度実績 7,867人

(2) 防災標語コンクール(応募作品数)

71,949 標語

(全公立中学校、義務教育学校及び中等教育学校、公立特別支援学校 659校で実施)

(3) 防災ノートの活用状況

都内の公立小学校、中学校、義務教育学校における活用率 92.6%

(平成28年度安全教室指導者講習会アンケートより)

### 2 防災アクションの状況

安全教育推進校において、防災ノートの活用等による防災教育の推進を図ったところ、活用する前と比較して「大地震に備えて、家の外での危険から身を守る方法を確認したことがある。」等の具体的な防災行動を行った割合が増加した。

小学校第1学年の生徒で平均37%のポイント増

小学校第4学年の生徒で平均31%のポイント増

(安全教育推進校を対象とした「チェックシート調査」)

## <課題>

- 1 防災ノートの活用状況を調査した時期により、防災ノートの活用状況の数値が変わってしまうことがある。

- 2 教材の活用等による防災教育の推進により、具体的な防災行動に、より一層つなげていく必要がある。

#### ＜今後の取組の方向性＞

- 1 防災ノートの更なる活用を図り、家庭・地域と一体となった防災教育を一層充実させる。
- 2 安全教育推進校において、教科等と連携した問題解決的な学習を取り入れた安全教育、カリキュラム・マネジメントの視点を取り入れた計画的な安全教育、学校・家庭・地域（関係機関）が連携した安全教育を中心に研究を推進し、その成果について広く普及・啓発するとともに、防災ノートの見直しを図る。

### ◆高等学校における防災教育の推進（指導部）

#### ＜施策の取組状況＞

- 1 一泊二日の宿泊防災訓練の実施
  - (1) 都立高等学校 177 校の校内で実施
  - (2) 発災時を想定した避難生活の疑似体験（就寝訓練や備蓄食準備訓練）
  - (3) 主な連携先  
消防署、消防団、区・市役所、警察署、自衛隊（東京地方協力本部）、外部のボランティア団体
- 2 防災活動支援隊の活動の充実  
全日制の都立高等学校及び都立中等教育学校 178 校に防災用品を配布
- 3 防災に関する知識・技能を持つ関係機関と連携した防災教育の実施
  - (1) 訓練内容  
上級救命講習、応急救護訓練、D級ポンプ放水訓練、救急搬送訓練、担架作成・搬送訓練等
  - (2) 関係機関との連携  
東京消防庁、日本赤十字社、水道局、自衛隊（東京地方協力本部）
- 4 防災サミットの開催（平成 29 年 1 月 22 日（日）実施）
  - (1) 地域との連携を重視した防災教育を推進する都立高校の実践事例の共有
  - (2) 各都立高校代表生徒と合同防災キャンプ参加生徒とのグループ協議等の実施

#### ＜成果＞

- 1 「防災ノート」の活用率 96.4%
- 2 地域と連携した防災訓練の実施 177 校
- 3 訓練で使用する担架や救助器具等の保管場所や使用方法の周知 84.3%
- 4 防災活動支援隊による自校の防災訓練の企画・立案 48.6%
- 5 防災活動支援隊による地域等の防災訓練への参加 43.9%
- 6 「合同防災キャンプ」参加者（102 名）の「防災士」資格取得 100%



## &lt;課題&gt;

- 1 一泊二日の宿泊防災訓練時や防災訓練時に担架や救助器具等の活用事例を示すなど使用方法について周知し、各学校が活用できるようにする必要がある。
- 2 防災活動支援隊による自校の防災訓練の企画・立案や、地域で実施される防災訓練への参加など活動内容の充実を図る必要がある。

## &lt;今後の取組の方向性&gt;

- 1 担架や救助器具等の防災用品を活用した防災活動支援隊の活動を更に充実させ、地域との連携を深める。
- 2 自然災害の発生メカニズムをはじめ地域の自然環境、災害や防災についての基礎的・基本的事項の理解を深めるなど防災教育の更なる充実を図る。

## ◆特別支援学校における防災教育の推進（指導部）

## &lt;施策の取組状況&gt;

## 1 宿泊防災訓練実施状況

年度	26	27	28
実施校数	2校	20校	34校
参加人数	61人	1,079人	1,719人

（平成28年度については、熊本地震のため、備蓄品がそろわず、実施できない学校があった。宿泊訓練はできなかったが、各学校に応じた防災訓練等は40校とも行っている。）

## 2 実施した訓練等

AEDによる応急救護訓練、給水訓練、初期消火訓練、煙ハウス体験 等

## &lt;成果&gt;

- 1 学校における「防災ノート」の8月時点の活用率92.7%（平成28年度安全教育指導者アンケートより）
- 2 宿泊防災訓練実施校（40校）において地域との連携を15校で実施
- 3 各校の「防災教育推進委員会」を全校設置し、地域代表委員との協議を実施
- 4 各校においてAEDの取扱いに関する教職員研修の実施

## &lt;課題&gt;

- 1 地域や帰宅困難者など多くの人々が避難してくることで、避難所運営に、様々な混乱が想定される。
- 2 3日分の備蓄品を消耗した後の、食料等の確保に苦慮することが想定される。
- 3 児童・生徒は、実際には保護者及び家族と避難することが想定される中、必要物品の確保等が必要になる。

- 4 長期化する避難所生活での、安全管理上必要な体制を確認するため、保護者や関係機関に求めていく必要がある。

#### <今後の取組の方向性>

上記の課題を踏まえ、発災後2週間～1か月という状況を想定し、地域等と連携した避難体制の構築、校内の児童・生徒、保護者の安全確保及び地域からの避難者と協働した避難所運営等の訓練を行う。

### ◆ものづくり人材等の育成に向けた取組の推進（都立学校教育部）

#### <施策の取組状況>

社会の変化と期待に応える人材の育成を推進し、生徒の能力の伸長と進路実現を図るため、工業高校のデュアルシステム科の設置や家庭・福祉高校（仮称）開設等に向けた検討を進めた。

#### <成果>

- ・平成30年度の都立葛西工業高校及び都立多摩工業高校へのデュアルシステム科の設置に向け、教育課程等の確認を行うとともに、協力企業開拓のための周知活動を実施した。
- ・平成30年度の都立中野工業高校のエンカレッジスクール指定に向け、教育課程の内容の調整及び施設改修等の方針の決定を行った。
- ・平成33年度の家家庭・福祉高校（仮称）開設に向け、基本計画検討委員会で基本計画を取りまとめ、公表した。
- ・平成30年度のビジネスを实地に学ぶ商業新科目開講に向けた新科目の補助教材を開発した。
  - (1) 商業科教員を中心とした編集委員会を設置し、補助教材「東京のビジネス（試行版）」を作成した。
  - (2) 試行校を選定し、試行実施について検討した。

#### <今後の取組の方向性>

- ・平成30年度の都立葛西工業高校及び都立多摩工業高校へのデュアルシステム科設置に向け、協力企業の開拓や中学生や保護者への周知活動を行う。
- ・平成30年度の都立中野工業高校のエンカレッジスクール指定に向け、教育内容の具体化を図るとともに、中学生や保護者への周知活動を行う。
- ・平成33年度の家家庭・福祉高校（仮称）開設に向け、施設・設備整備、計画的な人員配置等の検討を行う。
- ・平成30年度のビジネスを实地に学ぶ商業新科目の全校実施のための教育課程の変更に合わせて、既存の商業高校の全日制課程の学科（商業科、情報処理科、総合ビジネス科）の改編を行い、ビジネス科として設置する。また、中学生や保護者への周知活動を行う。

## ◆高等学校における企業やNPO等と連携した学習プログラムの実施（地域教育支援部）

## ＜施策の取組状況＞

都立高校生が、実社会に出て社会人・職業人として自立して生きていく上で必要な能力や態度を身に付けることができるようにするため、企業や大学、若者支援に関する専門的知識や経験を有するNPO等との連携の下、学校ニーズに対応した多様な体験型学習プログラムを普通科高校全校に導入することができた。

年度	25	26	27	28
実施校	30校	51校	138校	138校
協力団体数	33団体	41団体	52団体	55団体

## ＜成果＞

- ・学校のニーズに対応した多様な体験型学習プログラムを用意することで、学校が系統的なキャリア教育を実施する条件を整えることができた。
- ・事前に学校と打合せを行い、学校ニーズに対応した体験型学習プログラムを実施できることから、活用校の生徒が関心を持ち、主体的に参加できるプログラム内容等になってきている。
- ・様々な分野の職業人とのワークショップや、コミュニケーション力向上のプログラム等を通じて、社会人として必要な基礎力の獲得とともに、進路意識も高まり、学習意欲が向上したという声が高校から寄せられている。

## ＜課題＞

- ・プログラムの単発的な導入に留まる学校もあり、学校のキャリア教育の目的や生徒の状況等を踏まえた、効果的（継続的）なプログラム活用に向けての支援
- ・学年全体を対象とした体験型学習プログラムを実施できる団体の不足

## ＜今後の取組の方向性＞

- ・研修や資料提供等を通じて、系統的な活用に向けた教員理解を促進
- ・地域教育推進ネットワーク東京都協議会の会員団体との連携、教育支援を行う団体の情報収集と連携

## ＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	徳	取組の方向	3 社会的自立を促す教育の推進
主要施策	9	不登校・中途退学対策	

【平成 28 年度予算額：695,605 千円 決算額：369,585 千円 従事職員数 7 人（指導主事 2 人）】

## ◆区市町村における支援チームの設置などの取組の支援（指導部）

## ＜施策の取組状況＞

- 1 区市町教育委員会内に、スクールソーシャルワーカーをコーディネーター役として配置し、支援チームを構成した（5 区市町）。
- 2 家庭訪問等を通じた相談・学習支援等を行う訪問支援員を支援チーム内に配置した（6 区市町）。
- 3 支援チームは、学校、教育支援センター（適応指導教室）、教育相談所、福祉等の関係機関等と連携して不登校児童・生徒への支援に当たってきた。

## ＜成果＞

- 1 スクールソーシャルワーカーが中心となって支援計画を策定した上で、個別学習を主とする取組を重ねたことにより、教育支援センター（適応指導教室）及び校内における別室での指導ができるまでに回復した。
- 2 家庭訪問による働き掛けや登校時の付添いなどの支援により、教育支援センター（適応指導教室）に通っていた生徒が学校へ登校できるようになったことに加え、ひきこもりの状態にある児童・生徒に対しても個々の状態に応じた支援を行うことができた。
- 3 訪問支援員が窓口となることにより、定期的に学校と家庭がつながり、保護者の安心感が高まった。

## ＜課題＞

- 1 スクールソーシャルワーカーが支援チームをコーディネートする役割を果たせるようにするため、学校や訪問支援員等との役割分担を明確にすることが必要である。
- 2 学校から要請を受けた時だけではなく、支援チーム側から日常的に学校へ働き掛けられるような関係の構築が求められる。
- 3 訪問支援員に対する保護者からの信頼を得るため、丁寧な説明の実施や適格性のある人材の選定等が大切である。

## ＜今後の取組の方向性＞

- 1 ひきこもりの状態にある児童・生徒や、その保護者に的確な支援を行ったことにより、平成 28 年度の取組においては一定の効果が認められた。今後も効果的な事例について周知していく。
- 2 支援チームから学校に対して効果的な働き掛けを行うため、スクールソーシャルワーカーがマネジメントに注力できるよう「不登校・中途退学対策委員会」からの報告書等を基に、体制構築後の効果的な取組について、区市町村間の情報交換の場を設定し、更なる促進を図る。

## ◆都における「自立支援チーム」の設置（地域教育支援部）

### <施策の取組状況>

生徒が将来社会的に自立できるようにするため、就労や福祉の専門的知識や技術を有するユースソーシャルワーカー等からなる「自立支援チーム」を設置し、都立学校に派遣した。

「自立支援チーム」は、不登校や中途退学などの課題が特に顕著な都立高校として都教育委員会が指定した学校（継続派遣校）を訪問するとともに、その他の都立学校に対しても要請に応じて訪問し、学校経営支援センターや関係機関と連携して就労や再就学に向けた支援を行っている。

### <成果>

- ・平成28年度は不登校・中途退学の課題を抱えた2,200人を超える生徒を支援し、そのうち約58%のケースについて不登校状態の解消、中途退学の未然防止、進路決定等の一定の成果に結実した。
- ・ユースソーシャルワーカーと自立支援担当教員との連携が進み、不登校・中途退学対策の校内体制の構築が行われた学校では、個々の課題に応じた対応を進めることができた。
- ・やむなく中途退学した生徒についても、NPOと連携した切れ目のない支援を行うことにより都立高校への再入学、高校卒業認定資格の取得や就職決定に導くことができた。

### <課題>

- ・不登校の生徒や中途退学の恐れのある生徒等を支援するためには、就労や福祉の専門的知識や技術を有する専門職として優秀な人材を確保することが必要であるが、職員の処遇面を含め、そのための十分な体制・環境が整えられていない。
- ・生徒等への支援を効果的かつ効率的に進めていく上では、学校等や外部関係機関との緊密な連携関係を深めるとともに、学校自体の対応能力を更に高める取組を進めていくことが必要となることから、事業趣旨に適った執行体制としていくことが必要である。

### <今後の取組の方向性>

- ・ユースソーシャルワーカー等の処遇改善による優秀な人材の確保など「自立支援チーム」の体制強化に向けて検討する。
- ・学校と「自立支援チーム」の連携を更に緊密に進め、効果的・効率的に生徒支援を進めることができるとともに、学校の対応能力向上に向けた働き掛けを効果的に進めることができる執行体制の検討を進める。

## ◆小・中学校における学校内での組織的な支援体制の強化（指導部）

### <施策の取組状況>

- 1 校内で不登校対応の中心的役割を担う教員を指定した。  
(7区市町：小学校11校 中学校16校)
- 2 中心的役割を担う教員は、主に支援チームや関係機関との連絡・調整、学級担任等の支援、校内ケース会議の開催、情報交換会や研修等への出席などの取組を行った。また、校内体制に応じて、養護教諭が中心的役割を担えるようにした。

- 3 学校は、支援チームやスクールカウンセラーの協力を得ながら、不登校児童・生徒一人一人の支援計画を作成し、これを確実に実施するとともに、医師等専門家による助言に基づき、支援計画の改善を図った。

(5区市町：小学校19校 中学校16校 延べ実施回数 73回)

#### <成果>

- 1 不登校対応の窓口を一本化することにより、情報の集約や発信が円滑になった。
- 2 校内対策委員会の定期的な開催により、協議を行う機会が増加し、より効果的な支援策を検討することができた。
- 3 学校でのアセスメントに対し、医師から年間を通じて継続的に助言を得ることで、きめ細かい対応が可能となった。
- 4 医師や大学教授等の専門家から、登校支援に向けた効果的な働き掛けについて指導を受けたことにより、不登校対応に関する教員の理解が促進された。

#### <課題>

- 1 不登校対応の中心的役割を担う教員の立場を校務分掌上に位置付け、組織的な連携体制の下で不登校対策を進めようとする意識を高めていくことが重要である。
- 2 医師や大学教授等、専門家の安定的な確保と継続的な関わりが必要である。
- 3 不登校児童・生徒の支援計画に基づいた対応を行うとともに、十分な引き継ぎを行うことが大切である。

#### <今後の取組の方向性>

- 1 中心的役割を担う教員の効果を引き続き検証する。
- 2 医師等専門家による、年間を通じたスーパーバイズの有効性の検証を行っていく。
- 3 中心的な役割を担う教員や養護教諭の役割分担をより明確にし、長期欠席している児童・生徒の的確な情報把握と適切な支援強化が図れるよう、区市町村教育委員会へ働き掛ける。

### ◆高等学校における学校内での組織的な支援体制の強化（指導部）

#### <施策の取組状況>

不登校の生徒や中途退学者の多い都立高校において、その対策の中心的役割を担う自立支援担当教員を指定し、学級担任への助言、「自立支援チーム」や関係機関との連携・調整等を行い、組織的な取組を推進した。

#### <成果>

- 1 自立支援担当教員の資質向上を目的とした担当教員連絡会を年3回実施したことにより、自立支援担当教員の役割を理解させ、不登校・中途退学対策の推進を図ることができた。
- 2 不登校・中途退学対策に関する校内研修を充実させることで、課題に対し組織的に対応する校内体制を整備することができた。

3 組織的に自立支援チームと連携を図ることで、関係機関との連携が推進され、個々の状況に応じた支援を行うことができた。

#### <課題>

今年度初めての事業のため、自立支援担当教員に経験がなく、校内体制の整備について、学校によって差があった。

#### <今後の取組の方向性>

今後も自立支援担当教員連絡会を開催し、他の学校に参考になるような学校の取組を紹介するなど、自立支援担当教員の職務遂行と組織的な取組の推進を図る。

### ◆区市町村と連携した教育支援センター（適応指導教室）の機能強化（指導部）

#### <施策の取組状況>

「不登校・中途退学対策検討委員会」報告（平成28年2月）を踏まえ、小・中学校における不登校児童・生徒を支援する教育支援センター（適応指導教室）等の充実に向けた方策について、区市町村とともに検討するため、平成28年5月に「教育支援センター（適応指導教室）等充実方策検討委員会」を設置した。合計8回の検討委員会を開催し、中間のまとめを経て、平成29年2月に報告書として取りまとめた。

#### <成果>

- 1 「教育支援センター（適応指導教室）等充実方策検討委員会報告書」を作成し、区市町村教育委員会、都内公立学校等へ配布した。
- 2 報告書の内容を踏まえ、平成29年度から、教育支援センター（適応指導教室）の機能強化を図る新たなモデル事業を実施することとした。

#### <課題>

- 1 教育支援センター（適応指導教室）の充実を図るためには、必要な支援内容や備えるべき機能、体制の在り方等が、地区や児童・生徒の実情等により異なることから、それぞれの実態やニーズに合わせて取組を進めていくことが大切である。
- 2 各学校では、不登校児童・生徒を取り巻く課題が多様化・複雑化する中、児童・生徒一人一人に応じた支援を充実させていくために、教育支援センター（適応指導教室）が中心となって、専門家や関係機関との連携を強化していくことも重要である。

#### <今後の取組の方向性>

- 1 教育支援センター（適応指導教室）における不登校児童・生徒への支援を充実させることで、社会的自立に必要な力をより確実に身に付けさせていく。
- 2 教育支援センター（適応指導教室）を継続的に訪問し、意見交換を行いながら、支援機能強化に向けた助言に努める。

- 3 「教育支援センター（適応指導教室）等充実方策検討委員会」報告書の内容を、周知・啓発していく。
- 4 本モデル事業の効果検証を行うとともに、成果のあった取組については、より広く周知していく。

#### ◆フリースクール等民間団体等との連携の推進（指導部）

##### <施策の取組状況>

- 1 都教育委員会、区市町村教育委員会、民間施設・団体等の関係者が集まり、不登校対策に関する協議や意見交換を行う場を設定した。
- 2 教育支援センター（適応指導教室）等における指導内容の充実を図るため、フリースクール等民間施設・団体などのノウハウを活用した講座を、委託事業により5地区で試行実施した。

##### <成果>

- 1 フリースクール等民間施設・団体の関係者、都教育委員会、区市町村教育委員会等の相互理解の促進を図ることができた。
- 2 委託事業において、ICT機器を活用した個別学習への支援を実施したことにより、教育支援センター（適応指導教室）に通う児童・生徒の学習に対する意欲が向上した。
- 3 委託事業における保護者会の企画・運営、児童・生徒の興味・関心を引き出すような工夫した取組は、教育支援センター（適応指導教室）の指導員にとって、フリースクール等のノウハウを獲得できる機会となった。

##### <課題>

フリースクール等民間施設・団体により、受け入れられる児童・生徒の数、運営体制、取組方針・内容等が異なる。それらを各教育委員会及び学校がどのように把握し、効果的な連携策につなげていくべきか、検討することが必要である。

##### <今後の取組の方向性>

区市町村教育委員会やフリースクール等民間施設・団体等の関係者と、今後の連携・協力の在り方等について、継続的に意見交換を行っていく。

#### ◆チャレンジスクールの拡充及び都立高等学校補欠募集制度の改善（都立学校教育部）

##### <施策の取組状況>

足立地区・立川地区の各チャレンジスクールの新設に向けて、「足立地区チャレンジスクール基本計画検討委員会」及び「立川地区チャレンジスクール基本計画検討委員会」を設置し検討を行っている。

（補欠募集制度の部分については入学選抜担当が作成）



＜成果＞

「足立地区チャレンジスクール基本計画検討委員会」及び「立川地区チャレンジスクール基本計画検討委員会」の報告を取りまとめるため、検討委員会を各1回開催した。

＜今後の取組の方向性＞

足立地区・立川地区の各チャレンジスクール基本計画検討委員会における検討内容を取りまとめ、報告書を公表する。また、報告書を踏まえて、チャレンジスクール2校の新設に向けて準備を着実に進めていく。

## ＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	徳	取組の方向	3 社会的自立を促す教育の推進
主要施策	10	子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築	

【平成 28 年度予算額：260 千円 決算額：232 千円 従事職員数 3 人（指導主事 1 人）】

## ◆就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図るための取組の推進（指導部）

## ＜施策の取組状況＞

都内就学前教育施設における就学前教育の質の向上及び、就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、「就学前教育カンファレンス」を開催し、「就学前教育カリキュラム改訂版」の内容及び活用実践事例について説明するとともに、就学前教育の重要性について考える機会を設定した。

## ＜成果＞

- 1 就学前教育カンファレンスについてのアンケート調査結果
  - (1) 参加者 706 名
  - (2) アンケートに回答した 656 名のうち、92%の参加者が、「就学前教育カリキュラム改訂版」の内容について理解ができた。」と回答した。
- 2 平成 28 年度教育課程編成及び平成 27 年度教育課程実施状況に関する調査結果  
92.2%の園が、「就学前教育カリキュラム改訂版を活用している。」と回答した。

## ＜課題＞

就学前教育と小学校教育の学びの連続性を踏まえた教育活動の支援

- 1 公立小学校、私立幼稚園及び公私立保育所等における「就学前教育カリキュラム改訂版」等の活用の促進
- 2 就学前教育施設と公立小学校との連携の強化

## ＜今後の取組の方向性＞

就学前教育カリキュラム改訂版ハンドブックの作成

就学前教育カリキュラム改訂版（平成 28 年 3 月）の内容及び具体的な活用方法を掲載した就学前教育カリキュラム改訂版ハンドブックを作成し、都内就学前教育施設、公立小学校、区市町村教育委員会等へ配布する。

## ◆高等学校における在京外国人生徒対象枠の適切な募集枠の設定（都立学校教育部）

## ＜施策の取組状況＞

在京外国人生徒のニーズに対応した教育環境を整備するため、中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒数の動向や、区部と多摩地域のバランス、在京外国人生徒対象枠の募集校における入学者選抜の応募状況等を踏まえ、都立高等学校における在京外国人生徒の適正な募集枠設定の検討を行い、平成28年度入学者選抜から多摩地域に初めて府中西高校に在京外国人生徒対象の募集枠を新たに設置した。

## ＜成果＞

## ・「在京外国人生徒対象」枠設置校の新設

平成27年4月入学（平成26年度入学者選抜）	国際高校・飛鳥高校・田柄高校の3校
平成28年4月入学（平成27年度入学者選抜）	国際高校・飛鳥高校・田柄高校・ <u>竹台高校</u> ・ <u>南葛飾高校</u> の5校
平成29年4月入学（平成28年度入学者選抜）	国際高校・飛鳥高校・田柄高校・竹台高校・南葛飾高校・ <u>府中西高校</u> の6校      *下線は新設校

## ・「在京外国人生徒対象」枠の応募倍率

平成27年4月入学（平成26年度入学者選抜）	2.65倍
平成28年4月入学（平成27年度入学者選抜）	2.07倍
平成29年4月入学（平成28年度入学者選抜）	<u>1.96倍</u>

## ＜今後の取組の方向性＞

中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒数の動向や、在京外国人生徒対象枠の募集校における入学者選抜の応募状況や進路希望の状況等を踏まえ、専門高校も含めた都立高校における在京外国人生徒の適正な募集枠設定について検討する必要がある。